

同(小川国彦君紹介)(第八一三〇号)
同(長田武士君紹介)(第八一三一号)
同(河野正君紹介)(第八一三三三号)
同(木内良明君紹介)(第八一三三三三号)
同(経塚幸夫君紹介)(第八一三四四号)
同(工藤晃君紹介)(第八一三五五号)
同外一件(左近正男君紹介)(第八一三六六号)
同外一件(柴田睦夫君紹介)(第八一三七七号)
同(高沢寅男君紹介)(第八一三八八号)
同(中川嘉美君紹介)(第八一三九九号)
同(中村正男君紹介)(第八一四〇〇号)
同(不破哲三君紹介)(第八一四一四号)
同外一件(正森成二君紹介)(第八一四二二号)
同(松沢俊昭君紹介)(第八一四三三三号)
同(水谷弘君紹介)(第八一四四四号)
同(和田貞夫君紹介)(第八一四五五号)
同(渡部一郎君紹介)(第八一四六六号)
同(渡辺嘉蔵君紹介)(第八一四七七号)
年金・医療・雇用保険の改悪反対、充実改善に関する請願(小沢和秋君紹介)(第八一四八八号)
同(柴田睦夫君紹介)(第八一四九九号)
同(田中美智子君紹介)(第八一五〇〇号)
同外六件(中川利三郎君紹介)(第八一五一一号)
同(中島武敏君紹介)(第八一五二二号)
同(東中光雄君紹介)(第八一五三三三号)
同(三浦久君紹介)(第八一五四四号)
同(養輪幸代君紹介)(第八一五五五号)
医療用漢方製剤の健康保険適用存続に関する請願(田中美智子君紹介)(第八一五六六号)
年金・医療の改悪反対、充実改善に関する請願外二件(角屋堅次郎君紹介)(第八一五七七号)
健康保険の本人十割給付引き下げ反対等に関する請願(松本善明君紹介)(第八一五八八号)
医療保険、年金制度の改悪反対に関する請願(中川利三郎君紹介)(第八一五九九号)
同(野間友一君紹介)(第八一六〇〇号)
同(林百郎君紹介)(第八一六一号)
国立腎センター設立に関する請願(矢追秀彦君紹介)(第八一六二二号)

医療保険制度改悪反対、国民医療の改善等に関する請願(正森成二君紹介)(第八一六三三三号)
同(山原健二郎君紹介)(第八一六四四号)
政府管掌健康保険等の改悪反対に関する請願(東中光雄君紹介)(第八一六五五号)
同(藤田スミ君紹介)(第八一六六六号)
政府管掌健康保険等の改悪反対、充実改善に関する請願(柴田睦夫君紹介)(第八一六七七号)
同外一件(中川利三郎君紹介)(第八一六八八号)
同(林百郎君紹介)(第八一六九九号)
同(松沢俊昭君紹介)(第八一七〇〇号)
医療・年金・雇用保険の改悪反対等に関する請願(林百郎君紹介)(第八一七一七号)
医療・生活保護・年金の改悪反対等に関する請願(小沢和秋君紹介)(第八一七二二号)
医療保険制度改悪反対、国民医療の改善に関する請願(柴田睦夫君紹介)(第八一七三三三号)
同(津川武一君紹介)(第八一七四四号)
労働基準法改悪反対、男女雇用平等法制定促進に関する請願(林百郎君紹介)(第八一七五五号)
健康保険の本人十割給付堅持、年金制度改悪反対等に関する請願外三件(網岡雄雄君紹介)(第八一七六六号)
同外一件(草川昭三君紹介)(第八一七七七号)
健康保険・国民健康保険等医療保険制度の改悪反対に関する請願(林百郎君紹介)(第八一七八八号)
健康保険法改悪反対、保健制度の充実に関する請願(田中美智子君紹介)(第八一七九九号)
健康保険制度改悪反対、老人医療の無料制度復活に関する請願(中村正雄君紹介)(第八一八〇〇号)
同(東中光雄君紹介)(第八一八一一号)
保育行政の充実に関する請願外一件(左近正男君紹介)(第八一八二二号)
は本委員会に付託された。

の一部分を改正する法律案(内閣提出第三九号) 原子爆弾被爆者等援護法案(森井忠良君外六名提出、衆法第二二二号)
社会福祉・医療事業団法案(内閣提出第四二二号) 戦傷病者戦没者遺族等援護法案の一部を改正する法律案(内閣提出第六二二二号)
○有馬委員長 これより会議を開きます。
内閣提出、原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案及び森井忠良君外六名提出、原子爆弾被爆者等援護法案の両案を議題といたします。
質疑の申し出がありますので、順次これを許します。森井忠良君。
○森井委員 正直なところ、もうこれくらいにしてくださいと言いたい気持ちでございます。政府提出の特別措置法の改正案、それから全野党提出の原爆被爆者等援護法案、御存じのとおり、健康保険法の改正案と同時に付託になり、趣旨説明がされてまいりました。結局、健康保険法改正案の審議の道具にされた感じでございます。素直に質問するわけにいきません。しかも昨日の理事会におきましては、まだ採決ができません。委員長も御存じのとおり、過去二回、健康保険法の審議のまあ私に言わせれば合間を縫って、二回審議が続きました。そして、健保の方はとくに参議院に送られていくわけでございます。
考えてみますと、この法案の審議の行方を見守っておられます原爆被爆者の方々、核軍縮を願う人々、さらには被爆者の皆さんやその遺族の方々などの注視を集めている中で、本委員会の原爆関連法案に対しまして審議の状況はどうですか。事もあるうちに、まだきょうも採決をしないというようにことを言われております。申し上げましたように素直に審議するわけにいきません。理事会を開いていただきますから、本委員会でも本日明確に決着をつけるといってお約束をさせていただかない限り、

り、質疑に入るわけにいきません。——いろいろ御都合もあるようでございますから、私も甘いも酸いも知っておるつもりでございます。そこで、私の質問は、与えられました時間は四十五分ということでございます。私の質問中に理事会を開いていただけますか。
○有馬委員長 森井先生の御趣旨に沿って、質問中に理事会を開いて御相談いたします。
○森井委員 それでは、そういうことできょう決着をつけていただくというのを期待をいたしまして、質問に入らせていただきますと存じます。
まず第一に、厚生大臣にお伺いしたいと思っておりますが、御存じのとおり、政府は、原爆被爆者に対して二つの法律をお持ちです。一つは原爆医療法、そしてもう一つは原爆特別措置法、この二つでございます。そのいずれも、今まで原爆被爆者に対しては一定の役割を果たしてこられました。その評価は私もするにとにかくはいいわけでございます。しかし、なお被爆者を中心としたままです。被爆者の皆さん方は、国家補償に基づく被爆者援護法の制定をしていただきたい、それから、一刻も早く援護法に基づいて、今まで二つの法律の対象になっていない皆さん、例えば肉親を失ってそして生活に毎日苦労していらっしゃる遺族の皆さん、言うなれば、国はそういう方々に対して、被爆者でない以上、これは俗に言うところの一本のお線香代も出していない、金額の多寡はともかくとして、そういう遺族の皆さん、間もなくまた八月六日や八月九日が来るわけですから、せめて国は、今申し上げました現行二法の枠の外に置かれておる皆さんに対して何とか措置をしていただきたい。本来の要求ですと、弔慰金や遺族年金ということもあります。私も野党が出しております法案につきましても、諸般の状況を考慮いたしまして、特に与党自民党の皆さんにも賛成をしてもらいたいというので、私どもの被爆者援護法案でも十分に遺族の皆さんの要求にこたえておる

乗り越えて明確に書いてあるわけでありませう。附帯決議の尊重という立場からすればおかしなものではないかと思ひますが、いかがでしょうか。

○渡部国務大臣 懇談会は、先生今御指摘のように、厚生省、政府として学識経験者、関係者の皆さんの御意見をこちらからお願ひしてお聞きしたわけでございますから、これを尊重していかなければならぬのも当然でございますが、しかし、今先生御承知のように、我が国は議会民主主義国家でございますから、この国会で決議せられました意思が尊重されるべきことは全く当然のことだと思ひます。

○森井委員 そうしますと、指針としては、基本懇の答申と国会の附帯決議、この両方を十分勘案しながら施策を進めていくということですね。これは大臣よりも保健医療局長さんのお答えをいただきたいと存じます。

○大池政府委員 ただいまの先生のこれまでの基本問題懇談会の経緯、御指摘のとおりのことと承知しておりますが、五十五年の十二月に御意見をちょうだいしたわけでございます。また、国会におきまして非常に重要な附帯決議もちょうだいしているわけでございます。これはそれぞれの高い立場における御意見として、私も、それぞれ意向を尊重しながらこれを施策に具体化していくという基本的な姿勢で取り組んでいるつもりでございます。

○森井委員 お答えの割にはなかなか被爆者対策は進んでいないのですね。ただ大臣、私も辛うじて気が安まりますのは、ばったばったはかの予算を削られる中で、被爆者対策の予算についてはどうか現状を守っていただいている。総額からいけばそう大きな金額とは言えませんが、毎年ふやされていっている。この点については私も評価をするわけですが、繰り返し申し上げますように、附帯決議を本当に尊重してくれただのか。基本懇の答申の中身でも、百歩譲って、いろいろ問題がありますけれども、広い意味で国家補償ということだけは明確になっているわけであり

ますから、極端に言えば、まず現行二法、これも大臣に御進言申し上げるのは大変恐縮ですけれども、現行二法は、医療法は国家補償法なので、断定はできないですけれども。例えば最高裁判所の判決、五十二年三月三十日に出されていますけれども、これも医療法の根底には国家補償的な側面がある、この明確にうたっているわけでございます。確かにそう考えてみますと、医療法には所得制限がないのです、一例ですけれども。所得制限がないということは、所得に影響なく、関係なく国が施策をしていくというわけでありまして、まさに昭和三十三年にできましたときもそうだった側面でした。これは立法の経過からすれば明らかでありますけれども。

特別措置法の方は、これは私もが見まして、完全な社会保障法だと断定できると思うわけでございます。局長、その点についてはどうでしょうか。私と考え方は変わらないと思うのですけれども。

○大池政府委員 基本的には、先生の御指摘のように、この原爆二法につきましては社会保障法的な基本的な仕組みをとりながら、御指摘のような広い意味におきます国家補償的な意義を持つていくということも、先ほど御指摘の最高裁判決のこともございまして、私もそのように認識しているところでございます。

○森井委員 ちょっと意地の悪い質問で恐縮ですが、医療法に所得制限がついていないというのはどういうわけですか。——答えられなければいいです、唐突だから。

それから、これは御存じのように、日本にない外国人でも日本にあれば適用になるとか、まさにこれは読めば読むほどこの面については国家補償法なんです。問題は特別措置法なんです。特別措置法の方が所得制限等がついているわけですが、順次御質問をいたしたいと存じます。

まず第一は、やはり所得制限ですね。これは厚生省は、最近では定かでないのですけれども、何年

か前までは、毎年大蔵に對しましては、所得制限は撤廃ということで予算の概算段階から要求をしていたとしまして、結局あの惜しい大蔵省に削られて、決った所得制限を残してきたという経過がございます。当初は所得制限にひつかかる人が六割のときもございました。五割のときもございました。今は四割になっているわけでありまして、四割の方が所得制限にひつかかる。粗っぽい言い方をしますと、百人の被爆者の中で九十六人までは諸手当を差し上げましょう、あとの四人はだめですよ、こういう形になっているわけでありまして、苦し紛れに今医療特別手当というのがあります。これは今度所得制限はいたしません。撤廃という形になっております。つらいところですね、これは。

理論的にはもう所得制限は何とか撤廃したいということがなおりますが、どうしても大蔵が引きつけない。私はその点も十分認識をしております。そして、厚生省の御苦勞もよく知っております。そして、厚生の御苦勞もよく知っております。ただ、しかし、はい、そのうですかと引き下がるわけにいかない。国家補償というのはいろいろな側面がございまして、けれども、その一つに、所得制限をなくすれば、被爆者の皆さんは限られてはいますけれども、その方々に対してはこれは所得に關係なく国が補償するということになれば、その側面で見ると、これは国家補償の精神に基づくことになるわけでございます。たった四割です。つまり百人中百人中百人を仮に撤廃したら、つまり百人中百人中百人を仮に取つてもらうことができた、幾ら予算がふえるのですか。

○大池政府委員 現状におきまして、実態で掌握しておりますいろいろな数値で一つの試算を行つたものによれば、約三十億というふうな試算がございまして。

○森井委員 大臣、お聞きのように三十億です。これは多いと言えは多い、少ないと言えは少ない、大変な金額であることには間違ひありませんが、例示をいたしますとそれぞれ差しさがわがりますから申し上げませんが、私は三十億

あれば所得制限の撤廃はできる。

今、非常に無理をしておるのです。ね。ほかの所得制限というのは厚生省の予算でも大体削られる傾向にあります。例えばその最たるものと言つて語弊がありますが、よく例に出されます老齢福祉年金等ですね、これはずっと据え置きであります。一部切り込まれたりしておりますが、据え置きということは、全般的に物価や所得が上がる状況にありまして、所得制限は強化の方向に向かっている。しかし、原爆被爆者の場合はことしもふやされているのです。これは年間の所得税額が七十九万二千三百円。前年度はこれよりも少なかったわけでありまして。金額は定かでないから申し上げませんが、年々所得制限額を、所得税額でありますけれども金額をふやして、ちょうど四割にひつかかるように計算がしてあるのです。ですから私はお困りになるのだらうと思つて、今申し上げましたように七十九万二千三百円の根拠を話してくださいと言へば、これは大変難問だと思つております。しかし、それは今申し上げましたように、無理をして何とか四割の所得制限を残したいというところから逆算をした数字でございまして、ただ、申し上げましたように、他の所得制限額というのが切り込まれていく中で、被爆者対策については事実上被害者がいないからという形で予算がふやされていきますから、これは評価ができるわけですね。できるわけでありまして、これ以上は申しませんけれども、三十億、多いか少ないかわかりませんが、しかし、今申し上げましたように、私も野党も援護法案を出しておりますが、これにはこだわらない、うんと歩み寄つてもよろしい。後で申し上げますけれども。

いづれにしても、まず国家補償という眼を入れよう。そのあかしとして、せめて所得制限だけは撤廃をしたらどうですか。そういう意味で、一昨年の附帯決議の第一項目に書いてありますね。「医療特別手当については、所得制限が撤廃されたが、他の諸手当についても、被爆者の障害の実態に即して改善すること」、残念ながら附帯決議の

改善にはなっていないわけであります。現状維持と改善は違うでしょう。ですから何とか再考をいただけないものか。やがて六十年代予算の概算要求の時期が来るわけでございます。今度はシーリングと言わないうでありますけれども、要求基準というのですか、いづれにしてもこれは中曾根さんと藤尾さんの、表現は違いますが、今年度の予算がこれだけ切り込まれた後でありますから、今度は何としてもこれでは承知しないぞという事で、大臣も決意のほどをせんだつても健保の審議で承りましたけれども、与党の皆さんも社会部会を中心にして今までのとおりではいけない、何とか予算をふやしてこうという形になっているわけありますから、私は、事務局として絶対のチャンスだと思ひ、厚生大臣として百万の味方を得たような感じで頑張れることができると思ひます。

そこで、今申し上げました所得制限三十億、事務局がせつかくはじいてくれましたけれども、私はまだ疑いを持っています。もう少し少なくて済むのではないかと、少し多目な感じが、その思ひ通りでありますけれども、いづれにいたしましても、一番多い場合で三十億という形になると思ひますから事務局を責めるつもりはありません。ひとところは十数億ではないかと言われた方もいらっしゃるから、その意味でちょっとひっかかるわけがあります。

長くなりますからしりませんけれども、何とか所得制限については来年撤廃の方で御検討願えないか。大臣、いかがでしょうか。

○渡部国務大臣 被爆者対策に対する予算、森井先生から評価をしていただいて大変ありがたいことだと思ひます。来年度予算獲得の私どもの勇気がわいてまいりました。

先生御指摘のとおり、この被爆者対策というのは、ゼロシーリングとかマイナスシーリングとかいうことによつて削られる性格のものではないと私どもも骨身にしみておりますので、五十九年

度予算も先生に御了解いただいたように、ゼロシーリング、マイナスシーリングの中で特別に必要な予算を確保するという事で努力してまいつたのであります。これは来年度も、大蔵当局が何と言おうと、私どもは、私どもの要求すべきものは要求しなければならぬという決意で今予算折衝に臨んでおります。

ただ、先生、歯切れが悪くて申しわけないのでありますけれども、所得制限の問題、これは三十億の金額が多いとか少ないとかこれは議論のある問題でございます。私が事務局から聞いておる報告によると、今所得制限を受けておられる方は八百万以上の方がいらっしゃるに聞いております。そうしますと、今日の日本が幾らかなり高度成長したとはいひながら、経済的に言えれば八百万以上の所得を受けておられる方はかなり恵まれた、他の面は別として経済的だけの側面をとらえれば、これは恐らく百人のうち十人以内、十番目以上、間違っているかな……(〇)もつと少ないです」と呼ぶ者あり。いや、七百万で百人のうち十人に入るからそれ以上ははずですが、八百万です。そういう方々に御無理を願うということであつたわけでありまして、今大先輩の森井先生の御質問で、歯切れが悪くて申しわけないので、今すぐここで、大臣として、所得撤廃を全部するということは申し上げかねますので、もう少し勉強の余地を与えていただきたいと思います。

○森井委員 そうなつてきますと、話が横道にそれますが、例えば老人医療で無料化が実現をされていますが、それでは、かの有名な松下幸之助さんは老人医療は無料でもよろしいというよりなものでございまして、それはおのずから話とは別な事です。先ほど言ひましたように、八百万について細かく事務局に聞いてもいいわけですが、金額の多寡じゃないのですから聞きませんが、それは中におります。お聞きくださいけれども、基本は、大臣の冒頭の御立派な答弁がございましたように、原爆を落とした大きな責任というの、もちろんアメリカにもありますけれども、日本政府にもあつたわけですから。こういう議論をしますと長くなりますからしりませんけれども、先ほどの老人医療の無料化と同じなんです。金持ちにまで何でただにするんだということになる。政治家として、それは大金持ちがそんなものは要らぬと言われるかもしれないが、国家の意思としてはこうだということでございます。今から、今のつれない返事というのはいたできません。もうちょっとどうですか。

○渡部国務大臣 もう少し勉強させていただきます。と思ひます。

○森井委員 大臣、申し上げましたように、あなたはそのおっしゃいましたけれども、厚生省は毎年毎年所得制限の撤廃を大蔵省に要求してきていたわけであつたわけですか。所得制限の撤廃を要求してきていたわけですか。

○大池政府委員 これはそれぞれのその時期におきます経緯もあつたやに聞いておりますけれども、基本問題懇談会でのような問題意識を持ちましてのいろいろな御議論をいただく前までの段階での要求であつたと承知しております。

○森井委員 そうですか。間違ひありませんか。不確かだからこれ以上追ひ詰めませんけれども、基本懇の答申があつたか別として、基本懇の答申以降も厚生省は相当頑張つてまいりました。私どもも野党ではありますけれども、目の色変えて大蔵に迫つた経過はあるわけでありまして、いづれにいたしましても、そういう事実を含めて大臣、勉強さしていただくことであると思いますが、これは前向きに勉強さしていただくという事でいいですか。これは、これからまたどう議論するときに附帯決議にも書かなければならぬ。言いたくはございませんけれども、私が読み上げたものは附帯決議に書いてあるわけですが、

○渡部国務大臣 先ほど申し上げましたように、被爆者対策というものは戦後に残された私どもの大変大きな使命であるという考えで、五十九年度予算も決してマイナスシーリングということに

とられないで大蔵省に無理をお願いしたわけでございますが、六十年代予算編成に対する私の姿勢も同じでございます。皆さん方に納得のしただけに必要な予算は確保するという方向で進んでまいりたいと思ひます。

○森井委員 もう時間が余りないようでございますから、次に死没者の調査ですね。先ほど申し上げたんですけれども、原爆が投下されて何人亡くなったかわからないのです。その遺族が何をしたらいいかわからないのです。今、生存被爆者の皆さんは、手帳をもらつていらっしゃる方と手帳をこれから申請される方もあります。何とか被爆者である事を人に言ひたいという方々もあつたと思ひます。結構なことだと思ひますが、それについて、生存被爆者の皆さんには何らかの対策がある。しかし、亡くなって遺族が生活に困つた、夫や父や母が。そうしたら毎年毎年命日がある。お墓に参る。この子がいたなら、もつとうちの暮らしは違つたというの随分ある。それから広島県、広島市、長崎県、長崎市等がいろいろ被爆者の実情を聞いておりますけれども、原爆被爆者対策というものは、単に被爆者だけでない、亡くなつた方、さらには亡くなつた方の遺族など関係者、大変な被害を受けていらつた方、何人亡くなられたか、どういふ状態かというものが全然ない。

厚生省は、過去二回大きな調査をしていらつた。昭和四十年と昭和五十年。四十年調査、五十年調査と言われるものでございます。被爆者の年齢もだんだんふえていって五十年調査のときは、男五十四歳、女五十三歳、これは平均であります。高齢者はうんと多い。これから既に九年たつては六十を越えておるであろうというものが推定できるわけでありまして、一刻も早く、死没者も含む実態調査をもう一遍してもらいた

い。来年の実態調査について、ことしは調査費を組んでいられしやいますから必ずおやりになるんでしょけれども、一体どういう形でおやりになるのか、簡潔にお答えいただきたいと思ひます。

○大池政府委員 ただいま先生のお話にございました、四十年、五十年と実施いたしました全国規模におきます調査、これとの、いろいろなその後推移を見るというような観点が必要であらうと存するわけでございまして、四十年、五十年調査の内容とよく照合できるようにしたいと思ひます。

それで主要な点は、健康面における調査、もう一つは生活面における調査というものを主軸にすべく、本年度その準備のための予算を確保いたしました、専門家の意見など聴取しながらその調査の仕組みを検討していきたい、こういう状況にございします。

○森井委員 その調査には死没者の調査も含まれますね。

○大池政府委員 まだ調査の内容は、これから検討を詰めていく段階でございしますが、死没者の調査につきましては、非常に実行上、技術上の難し点があるわけでございします。先生も御理解いただいておりますが、非常に過去にさかのぼっての記憶に頼る調査ということにならざるを得ない点でございしますとか、あるいは遺族の方の範囲をどのように考えていくのか等、いろいろ調査の実施面で困難性が強いわけでございまして、現在のところ死没者調査というものは考慮に入っておりません。

○森井委員 それが困るのですよ。また読ましていただくことになりましたが、附帯決議の第二項に、「被爆者について、死没者調査が行われていないのは遺憾であるので、これを行うこと。」、今読み上げた文章のとおりです。別にかさにかかった言い方はしませんけれども、附帯決議はどうなるのですか。明確に書いてある。これは解釈の余地はない。明らかにしていただきたい、どうですか。おやりになりなさいよ。いろいろ難しさは

あると思うのですけれども、しかし、死没者に関する調査がない限り、それはもちろん、私はここに中国新聞を持っておりまますけれども、政府が十年に一遍しか調査をしないし、これじゃ遠過ぎるし、十分でないということから、中国新聞が社独自で調査をしていらつしやいます。これは十分参考にしていただきたいと思ひますけれども、やはりこれとて抽出調査であります。非常に苦勞なさつたようでありまますけれども、やはり亡くなられた方がどういふ状態なのか、遺族がどういふ状態なのかというところは、私は国にとつても重大な関心がありだと思ひます。しないというのはおかしいのであつて、それこそ国会の意思との関係から言へば、あなたの答弁はおかしい。専門家の意見を聞きながら死没者の問題についても十分考慮していきたい、こういう御答弁ができませんか。

○大池政府委員 国会の決議の御趣旨は十分踏まえ、尊重するという基本姿勢については先ほども御答弁申し上げたとおりでございまして、問題は、調査を今後の有効、的確に行っていくかという観点での今後の検討でございします。技術的にはもう非常に見通しが立たないという実情を御説明申し上げたわけでございしますので、御理解を賜りたいと思ひます。

○森井委員 大臣、事務局もあつたことを言うわけでございけれども、せっかく調査費をお組みなすです。全体調査が難しければ、部分的にはできると思ふ。設問項目等でもできると思ふのです。大臣が督励をしていただきまして、今申し上げた死没者の調査だけは、これはぜひこれから前向きに御検討をいただきたいと思ひますのであります。最後に大臣の御見解を承つて、私の質問を終わりたいと思ひます。

○渡部国務大臣 私もこの附帯決議を見せただきまして、これは死没者の調査というもので、でき得るものならばこれはやらなければならぬと思ひましたが、今日まで事務局等の説明を聞いておりますと、もう戦後三十九年たちまして、こ

れはやるかやらないとかの問題でなくて、その正確な調査というものが物理的に、技術的に極めて困難であるという報告をちょうだいしておりますが、これは物理的に、技術的に可能なものであれば、やるべきことが極めて大事なことだと思ひます。

○森井委員 時間が来たようでありまますが、ちょっとありますので、もう一問だけお願いいたします。部分的には、例えば広島市等がおやりになつておられるわけでございします。厚生省ではできなかったが、それでは、亡くなられた方々や遺族の方々につては、そういった広島市などの調査、関係行政機関等の調査については、これは復元調査その他をたどつていけば相当探求ができる形になつていますので、これはこれからの重要な参考になります。それだけをお伺いをして、私の質問を終わります。

○大池政府委員 地元市独自の立場で、動態調査あるいは今の先生おっしゃいました復元調査、一連の調査を実施しておることはよく承知しております。また、国の立場から、もう一つは、その助成というようになことで取り組んできているところでございします。

今後とも、その点につきましては、その中に含まれました先生御指摘の点につきましても、市の方ともよく連携をとりながら、行政に参考となる資料を把握していくように努力したいと思ひます。

○有馬委員長 福岡康夫君。

○福岡委員 渡部厚生大臣に御決意をちょっとお聞きしたいのですが、私、ことしの三月十二日の予算委員会分科会におきまして、原爆援護行政の問題についていろいろ御質問いたしました中で、渡部厚生大臣は、原爆援護行政については、広い意味での国家補償的な立場から、自分としては全力を挙げてこれに取り組むのだと私に決意を表明したことがございしますが、御記憶がありますでしょうか。

○渡部国務大臣 ございします。

○福岡委員 そこでお尋ねしたいのでございします。我が国における原爆援護行政を推し進めていく場合には、厚生省当局が絶えず念頭に置くべき基本的な心構えは、昭和五十五年三月三十日付の最高裁の判決と、昭和五十五年十二月十一日付の原爆援護基本問題懇談会に示されている基本理念であると思ひます。

この最高裁判決と基本理念の両者に共通して読み取れるものは、被爆者対策は、その疾病の特異性から、単なる社会保障施策でもって対処すべきではなく、国家補償的施策をもつて対処すべきであると示していることとあります。

そこで、私が本日ここで主張しておきたいことは、昭和六十年度の予算編成に当たつて、政府といたしましては、ゼロ・リングの枠を被爆者対策予算にかぶせることは妥当ではないと考えるのであります。なぜなら、被爆者対策は一般の社会保障施策とは異なつておるんじゃないか、国に財政的ゆとりがあるなしにかかわらず、国家補償の見地に立つて優先して補償すべき性格のものであると私は考えておるからでございします。来年度予算編成に当たつて、厚生省当局の被爆者対策関係予算についてゼロ・リングの枠の対象から外すことが妥当であると思ひますが、厚生大臣の御見解をお伺いしたいと思ひます。

○渡部国務大臣 五十九年度予算についても、そのような考え方から、厳しい財政情勢でございしたけれども、大蔵当局の理解を得て九百九十一億という、今日の厳しい財政の中では評価していただける予算を私は確保したつもりでございします。もとより六十年度も同じ気持ちに変わりはないわけでありますから、先生御指摘のように、被爆者被害というものはまさに人類史上初めて我が日本民族が受けた惨禍であり、しかもそのことは放射線障害というその人が生存する限りつきまとつていく、そういう被害に対して、これは生命の問題であり生存の問題であり、幾ら厳しい財政状態といえども、金がないからことしは予算がとれ

なかつたというようなわけにまいらないものでありますから、私は先生と同じような気持ちで予算編成に臨みたいと思っておりますし、これは大蔵当局も必ず理解してくれることと思っております。

○福岡委員　ひとつ厚生大臣、大蔵大臣にもよろしく、頑張つて最後までやつてください。それをぜひとも期待いたします。

次に、現在、戦後既に三十九年を経過しておりますけれども、今日においてもなお、原爆被爆者の体の中には、ずっと休まずにこの原爆は燃え続けているというわけでございますから、被爆者の皆様にとっては、被爆者援護法が制定されて初めて戦後は終わったこととなるわけでございます。この点はひとつ御認識願いたいと思います。

厚生省当局は、被爆者援護法の制定を前向きに検討され、被爆者の皆様に本当に戦後は終わったとの喜びを与えてほしいと存ずるわけでございますが、ひとつ厚生大臣、この御見解をお伺いしたいと思ひます。

○渡部國務大臣　先ほど申し上げましたように、これは放射線被害というものを体にて与えてしまつたわけでありまして、その被害者が生存する限り、このむごたらしい原爆の被害に対する問題は、終わらないわけですが、その施策については、そういう皆さん方が安心して健康を守つて幸せに暮らしていけるように全力を尽くしたいと思つてゐます。

○福國委員 次に、ちよつと具体的な問題に入りたいのですが、現行の諸手当については、医療特別手当及び原子爆弾小頭症手当を除き、所得の状況によつて支給制限が行われております。いわゆる国家補償の精神からすれば所得制限の撤廃をすべきだと考えますが、厚生大臣も、三月十二日の予算委員会の方科会におきまして、広い意味の国家補償的な立場から原爆援護行政は進めていくと力強い御決意を表明されておりますが、厚生大臣、いかがでございますでしょうか。

○渡部国務大臣　これは、あえて広い意味の国家補償ということを私ども行政の責任ある立場の者

が言わなければならない問題は、原爆によって受けた災害でも、死没者の場合と生存者の場合と一つの区切りがごさいます。死没者の方はもちろん非常にお気の毒なものでございますが、これは焼夷爆弾が落ちた、あるいはその他の爆弾が落ちた、あらゆる戦災で多くの人たちがとうとう生命を失っております。その点については、死没という点については、原爆でお亡くなりになった方も大変な方でございますが、しかし、焼夷爆弾やその他の戦災でとうとう生命を失われた方も同じようにとうとう生命を失った方でございます。しかし、ただ原爆の場合は、生存して残られた方に放射線の心配という一生つきまとう災厄を与えておりますので、この意味では国家補償的な立場で政府がその責任をとっていかなければならない、こういうことでございます。

○福岡委員　今、厚生大臣のお考えを聞いていると、どうも私、納得いたしかねるわけでございます。焼夷弾、爆弾攻撃で亡くなった者と原子爆弾の死亡者と全く同じ考えをお持ちですが、原子爆弾の被爆者は二世、三世、四世と続いていくんです。そこが違うんです。ですから私はこの点についての訴えをしておるわけでございますが、厚生大臣、御見解いかがですか。

○渡部国務大臣 死没者と生存された方の場合、今私が何遍も申し上げておるように、これはその人に一生むこたらしい放射線障害というものを与えるので、当然に国家補償的な立場で私どもは施策を講じなければならぬ、こう申し上げているので、先生がお尋ねになっているお考えとそう大きな隔たりの問題ではないと思います。

ただ、具体的な問題になりますと、先ほどもお話ししたように所得制限、これの撤廃の問題でありまして、おしかりをちょうだいしましたが、現在も所得制限が続いておるわけでございます。これは、私が今まで事務当局から聞いておった説明、報告によると、八百万以上の所得のある方に御遠慮を願つておる、その数は四％程度、百人のうち四人程度ということを承つておりましたの

で、五十九年度予算の場合は、財政極めて困難な時期でもありますので——これは原爆のこととは別問題ですよ、先生。そのことを全く抜きにして、単に経済的側面だけのことを考えると、今日八百万以上の所得のある方というのは、我が国の経済面だけで見ればかなり経済的には恵まれた高い条件にある方なので、その方々に御遠慮を願うたわけですが、これにはいろいろの御意見等が随分あるようでありますので、私はもう少しこのことについては勉強をさせていただきたいと思ひます。

○樞密委員　ひとつ厚生大臣、この原爆の問題は二世、三世と続きます。この点をひとつ広い視野からお考へになります。ぜひとも前向きに御検討願いたいと思います。よろしくお願いいたします。

次の質問に移りたいのでございます。

被爆に起因した疾病等による特別な出費のために支給される医療特別手当及び特別手当並びに家族介護手当を、生活保護の運用上の収入認定から除外してほしいとの要望が広島市等から出されております。これは八者協も希望しておるわけでございます。ここで、特別措置法と生活保護法との関係で、収入の認定の關係で、本来高額であるべきはずの特別手当が、本人受領分の段階になると一万六千二百五十円と保健手当の二万五千六百円より少なくなる逆転現象を起こしております。このようなことから見て、手当を収入認定から除外すべきが妥当であると私は考えるわけでございます。どうもこの点について私、不可解に感じておるわけでございますが、厚生省の御見解はいかがでございますでしょうか。

○持永政府委員　今回の法律によります各種手当の生活保護上の取り扱いについては、今先生御指摘のとおりでございます。

すなわち医療特別手当、それから特別手当などにつきましては、一応生活保護の上におきましては収入認定をいたしまして必要な加算をつける、こういうやり方をしておるわけでございます。一

方、健康管理手当などにつきましては、収入認定の対象から最初から除外いたしておりました。こういうことがございまして、今先生御指摘のような、金額の面でいいますと健康管理手当を受けておられる方は現在二万五千百円でございます。特別手当の場合には生活保護の加算として一万六千二百五十円ということになっておるのは事実でございます。

なぜういう取り扱いをしているかということ
でございますが、先生も御承知のとおり、健康管理
理手当と申しますのは、造血障害等の関連疾病で
現に治療中だということで、日常、常に保健上の
注意を払う必要があるということから保健措置に
必要な費用、こういうものを健康管理手当で賄う
のだということで支給されておるものでございま
す。特別手当につきましては、これも先生御承知
のとおり、かつて放射能による負傷または疾病の
状態にあったということでございますけれども
この特別手当につきましては、そういった障害者
加算の対象とされますような健康管理上の特別な
事情があるという面もございすけれども、一
方、そういった方々の生活保護的と申しますか、
生活の安定のために支給するという性格を持って
いるものでございます。そういった意味から、生
活の安定のために支給するいわゆる生活保護的な
性格を持っているものにつきましては、生活保護
の上で補足性の原理というのがございます。御案
内のとおり、生活保護は国民の最後の生活のより
どころということでございまして、生活保護法
で、他の法律による扶助はすべてこの法律による
保護に優先するんだという規定があるわけでござ
いまして、そういう意味合いからこの特別手当に
つきましては一応収入認定をいたさせておりま
す。収入認定をした上で、特に健康管理上必要な
分につきましては障害者加算というようなことで
加算をつけて、その分は実質的に対象から外して
いる、こういうような取り扱いをしているもので
ございます。

ますが、それぞれの手当がそういう性格であるというところで、こういった取り扱いをしているというのが実態でございます。

○福岡委員 結論的には現体制でいく、こういうことでございますね。

○持永政府委員 生活保護の上で、各種のほかの法律による手当をどういうふうに対処するかという全体の問題との絡みもございます。そういった意味で、手当の性格が少なくとも生活の安定、そういった面に性格づけられているものにつきましましては、私どもといたしましては、生活保護の性格上、生活保護の上ではそういった扱いをせざるを得ないのじゃないかというように感じをいたしております。

○福岡委員 広島原爆病院、大臣も御存じだと思っておりますが、この原爆病院に入っておられる被爆者の方々に対して病院が果たしてきた重要な役割は申し上げることもないと思っておりますが、昭和五十八年度末累積赤字が七億四千六百万もの多額に上っている現状でございますし、こういう赤字が続いておりますので、早急に対策を立てる必要があるわけでございます。厚生省当局といたしましては、早急に助成措置を講ずることが必要であるとは私は存するわけでございますが、厚生省の御見解をお伺いしたいと思うわけでございます。

○大池政府委員 お答え申し上げます。

原爆病院につきましては、先生の申し述べられました実情、私どもも承知しているところでございまして、この運営の改善については私どもも深い関心を持っているところでございます。病院あるいは関係する県、市等の意見をいろいろと聴取いたしましたところ、病院の運営におきまして看護、介護に非常に多数の職員を配置しなければならぬような患者さんが多いということでございまして、あるいは慢性疾患の方が、高齢者ということもございましてふえてくるにつれまして、病床自体は回転が少なくなる。したがって、病院運営という一般論からしますと、経営は苦しくなってくるという側面もあるわけでござい

す。また、特別な事情にある健康障害でございしますので、研究的な経費というような面もいろいろと出費がある。こういったような理解に立ちましまして、私ども国としては、財政事情の許す限りにおいて、そういった経営改善のために財政的に助成をいたしたいということで、かねてより、赤字補てんの趣旨も含めた研究費の助成でございまして、あるいは医療機器の設備整備に対する助成とか、あるいは広島につきましましては、特殊診療部門等に対する運営費そのものの補助金というところなど、逐年てこ入れを行ってきているところでございまして。

○福岡委員 ひとつよろしくお願いいたします。

次に、私、考えてみるのに、先ほどのお話を聞いておりますと、被爆者の方の高齢化が問題になってきておるようでございますが、被爆者の方々も本格的な高齢化を迎えておると思えます。これは生計が重要な要素になってくるのじゃないかと思ひますが、現在、広島養護ホームの入所希望者が非常に多く、入所の夢がなかなかかなえられないのが現状であります。中には個人病院で話し相手もなく、寂しく死亡された方もあると私は聞いておるわけでございます。

七月十五日付の中国新聞を見ますと、広島市役所の援護課長の席の後ろに掲示板には、たしか私も見たことがあるのですが、原爆養護ホームの入所希望者が、特別養護が三十一人、一般養護が七人、七月十四日現在でおられると書いてあります。新聞にもそのことが記載されておりました。

これは課長席の後ろにある掲示板に数字を書き込むわけでございますが、退所よりも入所希望者が非常に上回るために、短くて三カ月、長くて半年は待たねばならないという現状であります。この対応策について厚生省、何かいい知恵はないでしょうか。

○大池政府委員 施設によりまして、またその時期によりまして若干の変動があるということではございますが、確かに施設によって今先生の御指摘のような待機者がおられるということも承知し

ております。その点につきまして、今後高齢化が進行することが予想されている被爆者の方々に對する福祉的な配慮というものが、一層充実されるように努力をしていかなければならぬという気持ちでおるわけでございます。

具体的には広島、長崎の県、市当局等の意向をよく聞き、また入所希望者の方々のいろいろな動きも見ていく必要もございまして。こういったような点をよく踏まえて慎重に検討していきたいと思っております。いずれにいたしまして、御指摘のような被爆者の方々の高齢化へ向かっている状況の変化ということについては、いろいろとこの制度の範囲内におきます福祉的な配慮というものに積極的に取り組んでいくという姿勢で臨みたいと思っております。

○福岡委員 実はちょっと委員長に御承認を得たものでございますが、私、七月六日に原爆被爆者で投身自殺された方の自宅、その周辺の写真を三四枚ほど撮っておるわけでございます。原爆被爆者援護対策行政推進のための参考資料として厚生省に提示したいと思つたわけでございますが、御承認を得られればお願いしたいと思ひます。

今、厚生省の方に御提出いたしました写真は、七月六日に原爆の被爆者の老女の方が、その橋の上で、この方は原爆の被害を受けて病気になるおられる、それに対してまた高齢者の失対の打ち切りというような両方の面から、生きていく希望を失い、その欄干の上から飛び込みましたわけでございます。これは白昼の二時前後でございまして、たそうですが、そこは広島市内でも相当の人通りがございまして。そこで通行人がそれを引きとめた、しかしそれを振り切つて下の太田川に入りまして、手を合わせながら衆人の環視の中で死んでいったという現状でございます。

実は私、この前の日曜日に、私も広島市の太田川のはとりに住んでおる者の一人といたしまして、そのお話を聞きまして、お参りに老女の宅へ行ったわけでございます。もちろん七月十五日付の中国新聞にもこの問題が報じられております

が、この内容によりまして、原爆の日を一カ月後に控えた七月六日、失対事業で働いておられた広島市内の被爆老女の方が太田川で自殺された云々、そして、この自殺の原因としていろいろ関係者は云々というように記事が記載されておるわけでございます。

これは新聞記事で報道されておりましたが、私が六日に、六日に亡くなった老女の方の御主人とお会いしましていろいろお話をしましたところ、その御主人は、福岡先生、こういうことがあっていいの、本当にビカさなけりや、ミサ子ももう少し楽な老後だったろうに、来年から失対がなくなる、死ぬ直前までぐちゃぐちゃ言っておった、昼寝の段階で私の傍らでその話をしていた、私が一眠りした矢先に本人は下におりて行って太田川に飛び込んで死んだんだ、そしてそれに気づいて自分が行ったときには、もう警察の方が来て遺体になっておった、目撃者の方は、その老女の死亡については、手を合わせながら入水していくのでどうにも助けようがなかった、覚悟の自殺である、こういう現象が起こつておるわけでござい

ます。私、原爆被爆者と失対就労者の数がどういう関係になっておるか、この御主人のお話を聞いていろいろ実態を調べてみましたところ、現在広島では失対事業で約千三百九十人が働いておるわけでございます。平均年齢が六十六・九歳、六十五歳以上が約八百九十人で全体の六三%を占めておるわけでございます。そして、広島市内の失対就労者のまさに六〇%近い七百九十六人は、この亡くなった老女と同じような被爆者なわけでござい

ます。私、この問題を考えてみるのに、もし原爆に遭わなかったら、家族を奪われることなく平穏な戦後が送れたはずだと思ひます。また、この老女が二十年以上失対で食べていかなければならなかったのも、原爆の犠牲と言えらるのではないかと思うのです。広島就労者の実情を思えば失対の打ち切りはできないはずだ、また失対の打ち切りの通

つくり映し出している。生活の保障とともに、生きがい対策、被爆者が気軽に悩みを打ち明ける場づくりといった総合的な被爆者対策が急がれるのではないかと、現場におります原爆被害者相談員が申しております。私はまさにこのとおりだと思います。ひとつこの問題に留意されまして、今後の原爆被害者援護行政、それと失業対策行政を、労働省と連絡をとりながら、今後このような犠牲が出ないように、広島、長崎の特殊な事情、今私が数字であらわしましたような状況でございまして、ひとつ特殊事情をお考えになりまして、いろいろの具体策を講じていただきたいと思います。厚生大臣に、最後に御見解をお聞きしたいと思います。

○渡部国務大臣 ただいま先生御指摘のお話、胸の痛む思いで聞いておりました。今後そういうことにならないように、このことを一つの大きな教訓として、事態に即し、あるいは各省連絡の必要なのは有機的に連絡して努力してまいりたいと思います。

○福岡委員 広島に被爆者は、厚生行政における原爆援護行政の推進を全般的にこいねがっております。今後とも厚生省、厚生大臣以下、原爆の地、広島、長崎の実情をお踏まえの上、国家予算の許す限りの、また広い意味の国家補償的な立場からいろいろの援護対策の推進をお願い申し上げます。私の質問を終わらせていただきます。

どうもありがとうございます。(拍手)

○有馬委員長 小淵正義君。

○小淵(正)委員 原爆二法について御質問いたします。

前回の質問の機会に、戦後、いよいよもう来年は被爆四十年を迎えようとしている中において、被爆者の大きな期待であります援護法制定について、いろいろと申し上げて御見解をお聞きしたわけですが、なかなか期待にこたえ得るような答弁でなく非常に残念であります。

そこで、ひとつ端的にお尋ねいたしますが、今日行われているこの原爆二法と言われている二つ

の法律については、その根拠は一体どこに由来しているのか。単なる社会福祉的な方向の中でこの二法がで上がっているのか。少なくとも戦争犠牲に対する国の補償的なそういう一つの考え方の上に成り立ってこの原爆二法がで上がっているのか。まずその法律の背景、根拠をなす考え方について御見解を承りたいと思います。

○大池政府委員 お答え申し上げます。

原爆被害者の方々に対する対策につきまして、被爆者の方々を受けた原爆放射線による健康障害という、一般の被災には見られない特別の犠牲というところに着目いたしました。広い意味におきます国家補償の見地から各種の施策が講じられているところでございます。

基本的な考え方の方の一番のポイントだけを申し上げたわけでございます。

○小淵(正)委員 この前の原爆基本懇の答申の中に身についていたとしても、その前に最高裁で原爆援護についての判例が出された、そういうことも等から見ましても、少なくとも原爆被害者のこの二つの法律については国家補償的な性格の中でつくられているというところは、それだけ表現は違いますが、根底に流れている一つの大きな思想じゃないかと私は思うのであります。表現は「広い意味における国家補償」とか「特別の犠牲」とかいろいろ言われております。書かれておりますが、少なくともその底に流れているものは国のそういう補償的な性格の中でこれが貫かれている、こういうふうに言われているわけでありまして。

そういう観点から考えますならば、先ほどからもこの二法の手当関係の審議の際に必ず出てくるわけでありまして、所得制限の撤廃という問題ですね。これは当然、そのような背景を考えますならば、所得制限の撤廃ということについて踏み込んでいいのではないかと。もちろん、従来から漸進的に所得の金額の引き上げ等については改善されてきておりますが、やはりここらあたりで思い切って所得制限を撤廃すべきじゃないかと思っております。

それからあと、国がいろいろ行う補償の中においてこれらの所得制限措置が行われているものと行われていないもの、そういうものの分類について、主なものだけで結構ですから、そういうものを含めてひとつ御答弁をいただきたいと思っております。

○大池政府委員 所得制限の問題についての御質問でございます。

基本的な考え方としては、先ほど申し上げ述べましたような特別の犠牲、すなわち原爆の放射線による健康障害ということでございます。そこに着目をして、その障害の実態に即した適切な当な諸手当、こういう考え方に立つわけでございます。

そのようなことから、現在、各種手当に關します所得制限の取り扱いについては、放射線の障害の程度の大きい方には、支給される手当の制限は外してある。例えば医療特別手当、これは御承知のとおり認定疾病に現にかかって治療を受けておられるという方の方でございまして、あるいは原爆小頭症手当、こういうふうなものにつきまして所得制限を付けてないわけでございまして。そのような配慮を具体的な運用でも行っておるわけでございまして、障害の実態に即して、これが過大な制限にならないような配慮ということ、先生も御理解いただいております。年々の所得制限の金額の増額というようにも図っておるわけでございまして。このような所得制限についての状況でございます。

所得制限のあるなしというのはそれでよろしゅうございませうか。

○小淵(正)委員 国が行っている援護措置はほかいろいろありますね。そういう中で所得制限がないもの、あるもの、そこあたりを主なものだけで結構ですか……。

○大池政府委員 所得制限のないほかの制度の例という御質問でございますれば、一つ挙げられますのは、戦傷病者の援護法がその一つであろうかと思っております。

○小淵(正)委員 それだけでいいですか、国が行っているいろいろな援護措置の中で所得制限がないのは。

○大池政府委員 ちょっと網羅的に答えするには準備が今整っていませんけれども、それだけではないかと思っております。

○小淵(正)委員 大臣、結局、国が行っている援護措置、特に戦争に關連するこういった援護措置についてはほとんど所得制限はないわけですよ。ところが、この原爆二法については、今のお話のように、重症者その他については、もちろん症状という程度によつて所得制限の対象から外してあるものもありますが、しかし、あくまでもこの原爆二法の根底に流れるものは、広い意味にせよ、狭い意味にせよ、ともかく基本となるのは国家補償的な精神の中で、初めてこの問題が取り上げられてこままででございまして整備されてきたわけでありまして。そういうことからいって、少なくとも、程度は別としても、やはりそういう国が行う援護措置の一つの中で、これだけにそういう所得制限をなお考えようというところは片手落ちじゃないか。大臣は前向きに、漸進的にいろいろなことを考えていきますと言われておりますけれども、やはりそういう関係でもずつと整合性を持たせていくことによって、大臣がおっしゃられておられるように前向きに自身が整備充実されていくものだと私は思うわけでありまして。そこあたりについて、そういう国の行っているものの中に、あと一つきちつとしたものがない。だから、前回も申し上げましたように、援護法制定にどうしても期待が寄せられてくるわけでありまして。では、それがなおいろいろな事情で難しいとするならば、それなりに現行の法律の中に、この二法をもつとそういう方向に近づけていくような、そういうことをもう少し整備していくことが必要でないか。

そういう一つの例として今所得制限撤廃の問題を申し上げたわけですが、もちろん、所得制限撤廃といっても、今の所得制限は年収八百万ぐらいありますから、ほかのまた別な角度からしたバラ

スをとるならば、それ相応のものとしても理解できる面もございます。しかし、ただ、基本に流れているものがそういう片手落ち的、片手落ちと言ふところと語弊がありますが、そういうところが随所に出てくるものですから、どうしても援護法の問題に結びつくわけでありまして、ぜひその点は、そういう国が行っている戦争犠牲者関係におけるいろいろな援護措置との兼ね合いの中において、あと一段と再検討いただきたい、かように思うわけですね。いかがでしょうか。

○渡部国務大臣 被爆者対策についての基本的な考え方、これは先生も私も同じだと思つておりますが、私も先生も私どもも同じだと思つておりますが、私どもがえて単に国家補償と申し上げないで、広い意味での国家補償的なものと申し上げなければならぬ、これは行政の立場の一つの制約がございます。その中で、今先生御指摘の所得制限の撤廃問題でございますが、(私語する者あり)今政府委員から答弁しましたように、各種手当に関する所得制限の取り扱いは、放射線障害の程度の大きいものに支給される手当の所得制限は設けていない等、障害の実態に即して、過大な制限とならないような配慮は先生御案内のようになさっております。(私語する者あり)(小淵(正)委員「静かにさせてください。」と呼ぶ)

○有馬委員長 御静粛に願います。

○渡部国務大臣 ただ、これは先生御指摘のように、まだ所得制限が四〇程度残っております。私は、これについては、事務当局から今まで受けておいた報告の中で、私の感覚として、八百万以上ぐらいの方なら経済的側面だけを考えればかなり恵まれておられる方だから、今日の厳しい財政条件の中では御勘弁をいただきたいと考えておつたのであります。これについてのいろいろの考え方等もあつたので、来年度の予算編成に当たつては、いましばらく私に検討の時間を与えていただきたい。

○小淵(正)委員 所得制限問題は、確かに、そういう収入というバランスではかの面と比べると、それなりのまた妥当性も出てくるかと思つた

です。

ただ、私が申し上げたいのは、今からも申し上げるわけでありまして、広島、長崎は原爆被爆者対策として非常に特別な措置を、いろいろ施設的にもそれから制度、政策的にもやっております。特にそういう養護老人ホームの問題とかそれから保護所の問題とか、被爆者対策としていろいろなそういう施設をつくり、いろいろな援護政策をやつておられるわけですね。こういうものに対して、ひとつ国としても法的にきちつと位置づけていただいて、そして助成をする、こういうことにならぬといふかぬのじゃないかと思つております。今のように、それぞれ各地方自治体、長崎県、長崎市、広島県、広島市、二市二県が毎年毎年陳情に来て、そしてもう少しこれをこうしてください、もう少しこれを増額してくださいといふことになしに、少なくとも広島、長崎でこういう被爆者対策としていろいろやられてゐるのは特別ですから、そのために地方自治体が負担しながらやつてゐるわけでありまして、せめてそういう施設、医療施設とか保護施設とか援護施設、そういうものを助成する助成といふものを、やはり一つの意義を法律できちつとそこに決めて、法律的に一つの位置づけを行つていただいて、そして助成をしていく、こういうこと等が今ぜひ行われてしかるべきじゃないか。所得制限の問題はこれはおきませんが、少なくとも今度は、これはこういう角度から、国の国家的補償という点を考慮するならば、ただ普通のほかの役所と違つて、この点についてはもう少し突っ込んでそこあたりはきちつとしていいんじゃないかと思つたのですが、そういう意味でこの点強く申し上げてゐるのですが、いかがでしょうか。

○大池政府委員 御意見として承つたわけでございますが、御指摘のような原爆関係の施設の助成につきましても、被爆者の福祉向上を図る観点からいたしまして、私も大変重視して取り組んでゐるところでございます。

ただ、これを法制的な面という御指摘でござ

います。これらの施設につきまして、被爆者の方を対象にしているという特殊性は確かにあるわけでございますが、実質的に一般の施設との差異という点になりますと、特に法制化をしなければならぬというような積極的な理由がなかなか見出しがたいというまた法制面での議論もございまして、そのようなことで、私もどなたもいたしまして、法制化の議論はさておき、必要な実態を見定めての予算措置による現在の助成というものを今後とも育てていきたい、こういう方向で今取り組んでゐるところでございます。

○小淵(正)委員 法制化については、法制的な面でのいろいろなバランスその他の問題があるようでありまして、そういう点につきましては、我々も知恵を絞つてもう少し工夫して、どういふ道があるか、これはお互いに前向きな形で検討していきたいと思つてゐます。特に老人保健法が制定されたがために、結果的に、従来国が負担しておつた被爆者関係の医療費を地方自治体がそのまゝおつてしまふということ、年々助成措置といひますか、そういうものを国にお願ひして、かなりの部分はある程度考慮していただいております。であります。本音を言いますと、この点は明らかにあの老人保健法作成時における突っ込み方がちよつと足らなかつた一つの落ち度でございます。で、こういう点はやはり単に地方自治体だけにツケを回さず、そういう努力をさせることなしに、厚生省自身がこれについてはきちつと割り切つて、思い切つていただいて、ぜひ前向きにこの問題も考えていただきたいと思います。詳しいことは前回触れましたので申し上げません。

局長、これは毎年のことですが、これはいつももらつてゐるでしょう。広島、長崎原爆被爆者援護対策促進協議会、これは何項目か県、市等が挙げて整理した中身をずっと出しておられるわけですね。この中で、今回、ことしの分について、この要請にこたえて少し前向きに変わったと言ふところがどれくらいあります。

○大池政府委員 五十九年度予算につきまして、ここに要項として項目を掲げられてゐることについていろいろの改善措置を圖つてきたところでございますが、六十年度予算へ向かつては現在まだ作業途上でございます。こういったような御要望も踏まえながら、従前の改善措置の引き続きの努力といふことは、今後とも継続的に配慮してまいりたいと思つております。

○小淵(正)委員 五十九年度予算の中で結構ですが、もちろんここでは手当てがアップしてゐます。しかし、これはほかの手当てとのバランスで上がつてきておられるわけですから、これが改善されたといふふうに見るかどうかはいろいろあります。ところが、しかし、そういう従来のものでただ自動的に上がつてくるのじゃないに、従来よりもこれは前向きに取り組んで少し改善した、そういう前向きに改善された面がどれくらいありますかと聞いておるのですが、いかがですか。

○大池政府委員 五十九年度の、全体的には非常に厳しい予算環境の中におきまして、それぞれ必要な経費は確保するというようなことで、多くの予算が前年同額とか前年比何%節約云々とかそういうような中であつて、原爆に関する限りは、すべてこういった御要望の趣旨を反映した形で、健康診断を初め医療費等々必要な経費はみんな確保していただいたということが共通して言えると思つてゐます。そのほか、先ほどの御質問の中にもございましたけれども、老人保健法の適用に伴う被爆者の中での高齢者のパーセントの極めて高い特別な地域に対する配慮というようなものについても、若干のその地域適用の拡大を図つたとか、いろいろ配慮したところがございます。また、きめ細かい話になりますけれども、被爆者の相談員も引き続きまた一名増員というようなことを確保させていただいたとか等々がございまして。

○小淵(正)委員 マイナスシリング予算の中でも前年度よりマイナスにならなかつた、そこだけ見ても、確かにそれはある見方からいけば評価されるべきでしょう。そういう点はそれなりに理解いた

します。

あと一つだけお尋ねいたしますが、特に近距離被爆者対策については基本懇の中でも重視されておるわけですね。それで、今の原爆被爆者手帳の交付の状況が、従来は爆心地二キロ以内と以外と二段構えの中でのものがあつたのでありますが、手帳としては現在すべて一本化されてしまつていゝるわけですね。だから、昔は特別被爆手帳と被爆手帳とあつた。そういう関係で、最近になつて、近距離被爆者対策を特に重視してもう少し考へてくれという強い要望が来ておるわけですね。その点についての御見解と、あわせて、長崎大学医学部附属原爆後障害医療施設ということと、これがまだ研究所になつていないわけですが、だからぜひ研究所にしてほしいという強い要望がある。これは昇格ですね、そういう規定の改正について、広島の方は割合充実していますけれども、長崎の場合、こういう医大における障害研究が「施設」という名前で「所」に昇格されていないというところ、関係者の皆さん方はこれに対する非常に強い要望があるわけですが、そこらあたりはひとつぜひ、そういう個々の対策というよりも、せめてこういう公のところでの対策をもっと充実する、それも考え方の一つですから、その辺についての御配慮をひとついただきたいということと、あわせて六十年度の国勢調査の場合にはぜひ原爆被爆の実態、それもあわせてやっていたきたい、この三つについての御答弁をお聞きして終わりたいと思います。

○大池政府委員 第一の点についてでございます。近距離被爆者の方々に対しての重点的な配慮というところは、御指摘のとおり基本懇の御意見の中にも盛り込まれておるわけでございます。これを受けまして、昭和五十六年度には医療特別手当増額、保健手当の創設、原子爆弾小頭症手当の法制化等の措置をとつたところでございます。今後とも、こういった基本的な考え方というものは重視して取り組んでまいりたいと考えております。

それから第二の点でございますが、大学の研究機能が強化されるという点は、私どもとしてもそのようなことが実現されることは非常によろしいことではないかと考へるわけでございますが、これは大学対文部省というそれそれのお立場でのやりとりが今積極的に行われているやに聞いておるわけでございますので、それを見守りたいと思つております。

第三点の被害者の実態調査の件でございます。昭和五十年年度に引き続きまして十年間のその後の変化等を掌握すべく、生活面、健康面につきましての有効、的確な実態調査をぜひ行いたい。これはいづれにしても六十年度予算の問題でもござい段階でございます。その方向で今準備を進めつつある段階でございます。

○小淵(正)委員 終わります。

○有馬委員長 浦井洋君。

○浦井委員 この改正案というのは、いろんな手当を二割引き上げるものでありますけれども、去年引き上げをやつたわけ、その間、物価は四・八%上がったおるわけ、例え実施時期を二カ月繰り上げて、明らかに目減りをしておるわけなんですよ。だからそういう点で、被爆者の方々、臨調がどうのこうの言うより、やはりこういう値切られることについては強い怒りを覚えておられるわけ、だからそういう点で、私も共産党・革新共同は、この改正案に反対であるということ、これを冒頭にしっかりと申し上げておきたいと思つております。そして、何よりも一日も早く、今までも野党から出されております国家補償の精神に基づく被爆者援護法の制定のために政府も努力すべきである、その決意を第一点としてひとつ聞いておきたいと思つております。

それから第二点、これは毎年、この法案の審議では要求をしておるわけですが、認定疾患の認定基準の問題であります。これはもう田中公衆衛生局長のころから、事例集をつくつてそれを各都道府県におろして参考にさせるということとを確約されておるわけでありまして、いまだにそれが実現をしない。いつごろ実現を、いつごろそれが各府県に渡るのか、お答えを願いたい。それが第二点であります。

第三点は、老人保健法の実施によつて三百円、四百円の自己負担が出てきたわけでありまして、これも、広島、長崎ではこれが事務委託という形をとつて、事実上現物給付になつておるわけ、これも昨年質問をいたしまして、各都道府県もそういう形で実質的に現物給付にしたいという答弁を得ておるわけでありまして、実際ににはまだまだ療養費払いでやつたり自己負担になつたりしておるわけでありまして、一体やる気があるのか、そのことについて、まず大臣からお答えを願いたいと思つております。

○大池政府委員 諸物価の上昇率等の御指摘でございますけれども、これは国民全体の合意を得ることができるよう公正妥当な給付という観点に立ちまして、御承知のような国民総我愛といううな時期もあつたわけでございます。それらの際の老齢福祉年金の動き、そういったものを忠実にこちらにも反映しながら取り組んでおるところでございます。

それから第二点についてでございますが、これまでの国会の経緯も踏まえて私どもも作業に取り組んでおるわけでございますが、先生御承知のとおり医学的、専門的ななかなか難しい作業でもございます。しかし、これまでの経緯も踏まえて、現在取りまとまつておるものにつきますして先生のところに一度御報告に上がりたいと思つております。

それから次に、老人保健法の自己負担金につきましての現物給付化の問題でございます。これは、御指摘のとおり一部の県、市において行われているのを全国的にできないのか。これにつきましては、私も事務局としてその実現の方向で一生懸命詰めておるところでございます。

○有馬委員長 池端清一君から発言を求められておりますので、これを許します。池端清一君。ただいま議題となつております二案中、森井忠良君外六名提出の原子爆弾被爆者等援護法案を先議し、審査を進められんことを望みます。

○有馬委員長 池端清一君提出の動議を採決いたします。本動議に賛成の諸君の起立を求めます。

○有馬委員長 起立少数。よつて、本動議は否決いたしました。

○渡部国務大臣 今、政府委員の答弁したとおりでございます。

○有馬委員長 内閣提出、原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。これにて本案に対する質疑は終局いたしました。

○有馬委員長 この際、丹羽雄哉君から、本案に対する修正案が提出されております。提出者より趣旨の説明を求めます。丹羽雄哉君。

原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案に対する修正案
〔本号末尾に掲載〕

○丹羽(雄)委員 ただいま議題となりました原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案に対する修正案につきまして、自由民主党・新自由国民連合を代表いたしまして、その趣旨を御説明申し上げます。

修正の要旨は、原案において「昭和五十九年六月一日」となつておる施行期日を、「公布の日」

に改め、「昭和五十九年六月一日から適用する。」
こと等であります。

何とぞ、委員各位の御賛同をお願いいたしま
す。

○有馬委員長 以上で修正案の趣旨の説明は終わ
りました。

○有馬委員長 これより原案及び修正案を一括し
て討論に付するのであります、その申し出があ
りませんので、直ちに採決に入ります。

原子爆弾被害者に対する特別措置に関する法律
の一部を改正する法律案及びこれに対する修正
案について採決いたします。

まず、丹羽雄哉君提出の修正案について採決
いたします。

本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○有馬委員長 起立多数。よって、本修正案は可
決いたしました。

次に、ただいま可決いたしました修正案の修正
部分を除いた原案について採決いたします。

〔賛成者起立〕

○有馬委員長 起立多数。よって、本案は修正議
決すべきものと決しました。

○有馬委員長 この際、稲垣実男君外五名から、
自由民主党・新自由国民連合、日本社会党・護憲
共同、公明党・国民会議、民社党・国民連合、日
本共産党・革新共同及び社会民主連合六派共同提
案に係る本案に附帯決議を付すべしとの動議が提
出されております。

提出者から趣旨の説明を求めます。森井忠良
君。

○森井委員 私は、自由民主党・新自由国民連
合、日本社会党・護憲共同、公明党・国民会議、
民社党・国民連合、日本共産党・革新共同及び社
会民主連合を代表いたしまして、本動議について
御説明申し上げます。

案文を朗読して説明にかえさせていただきます
す。

原子爆弾被害者に対する特別措置
に関する法律の一部を改正する法
律案に対する附帯決議(案)

国家補償の精神に基づく原子爆弾被害者等援
護法の制定を求める声は、一層高まってきた。
また、原爆被害者対策基本問題懇談会の意見書
も、被害者の援護対策は、広い意味での国家補
償の精神で行うべきであるとの立場をとってい
る。

よって政府は、原爆被害者が高齢化し、事態
は緊急を要するものであるという認識に立ち、
可及的速やかに現行法を検討して、これらの要
望にこたえらるるに、次の諸点についてその
実現に努めるべきである。

一 被害者の障害の実態に即して所得制限を撤
廃すること。

二 被害者について、死没者調査が行われてい
ないのは遺憾であるので、これを行うこと。

三 放射線影響研究所、広島大学原爆放射能医
学研究所、科学技術庁放射線医学総合研究所
など研究調査機関相互の連携を強化すること
も、研究体制を整備充実し、その成果を被
爆者対策に活用するよう、遺憾なきを期すこ
と。

四 放射線影響研究所の運営の改善、移転対策
を進めるとともに、被害者の健康管理と治療
に、より役立てるため、原爆病院、財団法人
原爆障害対策協議会との一体的運営が行える
よう検討すること。

五 原爆病院の整備改善を行い、病院財政の助
成に十分配慮するとともに、その運営に当た
っては、被害者が必要とする医療を十分受け
られるよう、万全の措置を講ずること。

六 被害者に対する諸給付について、他制度と
の関連も検討のうえ生活保護の収入認定から
はずすこと。

七 原爆症の認定については、被害者の実情に
即応するよう、制度と運営の改善を行うこと

と。

八 被害者に対する家庭奉仕員制度を充実する
とともに、相談業務の強化を図ること。

九 被害者とその子及び孫に対する影響につい
ての調査、研究及びその対策について十分配
意し、二世の健康診断については、継続して
行うとともに、その置かれている立場を理解
して一層充実を図ること。

十 健康管理手当の認定については、制度の趣
旨が生かされるよう地方自治体を指導するこ
と。

以上であります。

何とぞ、委員各位の御賛同をお願いいたしま
す。(拍手)

○有馬委員長 以上で趣旨の説明は終わりました。
採決いたします。

稲垣実男君外五名提出の動議に賛成の諸君の起
立を求めます。

〔賛成者起立〕

○有馬委員長 起立総員。よって、本動議のと
おりに本案に附帯決議を付することに決しました。

この際、厚生大臣から発言を求められておりま
すので、これを許します。渡部厚生大臣。

○渡部国務大臣 ただいま御決議になりました附
帯決議につきましては、その御趣旨を十分尊重
いたしまして努力をいたす所存でございます。(拍
手)

○有馬委員長 お諮りいたします。

本案に関する委員会報告書の作成につきまして
は、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異
議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○有馬委員長 御異議なしと認めます。よって、
さよう決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○有馬委員長 午後一時から再開することとし、
この際、暫時休憩いたします。

午後零時二十五分休憩

午後一時九分開議

○有馬委員長 休憩前に引き続き会議を開きま
す。

内閣提出、社会福祉・医療事業団法案を議題と
いたします。

これより質疑に入ります。

質疑の申し出がありますので、順次これを許し
ます。村山富市君。

○村山(富)委員 質問時間が三十分しかありま
せんから、せっかく統合するわけですから、その統
合後の考えられるいろいろな問題について、確認
をしていただきたい事項等について若干お尋ねを
したいと思うので。

そこで、まず第一に、今回のこの法案の中身を
見ますと、社会福祉事業振興会という性格を持
った一つの事業体とそれから医療金融公庫という事
業体とが統合することになるわけですが、この
社会福祉と医療というのとはどういう意味でかわ
り合いがあるのか。これは単に臨調の答申に基づ
いて統合されるというだけのものではなくて、む
しろ、これから福祉や医療というものは極めて重
要なウェイトを占めていくので、もっと積極的に
統合する意義というものが今後の運動の中にあ
わられてくるような、今後の仕事の中にあわられ
てくるようなそういうものでなければならぬと思
うのですが、その点についてはどういふふうにお
考えになっているか、大臣の見解を伺いたいと
思います。

○渡部国務大臣 先生御指摘のとおり、今後高
齢化社会の到来が確実視されてまいりますと、社会
福祉と医療の連係が極めて重要になり、有機的な
連係によってより皆さん方の要望にこたえられる
と思いますが、そういう趣旨に沿って、今回、五
十八年三月の臨時行政調査会の答申を踏まえて行

つたものでございますから、そういう趣旨にできるだけ沿うようにこれは今後運営してまいらなければならぬと思ひます。

○村山(三)委員 この二つの振興会と医療金融公庫というものは、社会福祉事業振興会の方は主として、社会福祉の施設に対して貸付金を行うとか助成をするとかいろいろ活動をしていっていると思ひます。医療金融公庫の方は医療機関に対してそういう業務を行う。したがって、社会福祉施設と医療機関とは大分基盤の強さから申しますと違ひがあると思ひます。そういう違ひを含めた上で、例えば今までの貸付金利にしても社会福祉施設の場合金利が非常に安くかけられておる、配慮されておるという面があると思ひますので、配慮されておるという面があると思ひます。同じような考え方で踏襲をされていくのかどうなるのかということについて承っておきたいと思ひます。

○持永政府委員 御指摘のように、社会福祉事業振興会におきましては、社会福祉施設自体が非常に経済的に脆弱でございますし、また資金確保その他で大変な立場にございますので、現行でも、お話しございましたように同じ財投からお金を借りて資金を流しておりますが、四・六％という大変な特利を設けておられます、資金の確保がよりスムーズにいくようにやっておるわけでございますが、今回こういった形で事業団として統合したといたしましても、私どもといたしましては、従来どおり、社会福祉施設の財政基盤の上から、また社会福祉施設整備を推進するために四・六％、そういった貸付金利は遵守してまいりたいと思ひます。

○村山(三)委員 それは一つの大きな例ですけれども、この種に類するような業務の実績というものが、それぞれ違った歴史を持っているだけにあったと思ひます。具体的に申し上げることはできませんけれども、そうした従来から踏襲をされてきておる業務の真摯な取り組みが今後ともやはり尊重されて踏襲されていくと理解していかうか。

○持永政府委員 お話しのように御理解をいたしたいと思ひます。また、そのように私どもも踏襲してまいりたいと思ひます。

○村山(三)委員 例えは公庫の方には総裁というポストがある、振興会の方には理事長というポストがある、統合されますと二つは必要なくなるわけですから、いろいろの意味で人員の削減といふ問題も考えられてくるのではないかと思ひます。そういう点に対する見通しはどうですか。

○吉崎政府委員 御指摘のように、統合に当たりましては新しい考え方で事業を展開すると同時に、統合に伴いまして合理化を図ることとしております。

役員につきましては、常勤で二人、非常勤で二人、削減いたしますこととしております。

職員につきましては、統合当初に一人、後経過的に四人、合計五人の削減をいたすこととしておりますけれども、これは自然退職でもって対応できるのではなからうかと考えておるところでございます。

○村山(三)委員 今お話しがありましたように実質的な首切りはない、自然退職の形で欠員不補充で何とか賄っていく、こういう考え方でいいですか。そこで、これから二つの違ったものが統合するわけですから、違つておっただけにいろいろな職員の条件の違いがあると思ひます。例えば人事交流とか待遇とか福利厚生施設、特に公庫の場合と振興会の場合とは年金やら健保等に対する扱いが違つておったのではないかと思ひます。そういう点は今後どういうふうな統合していくと考えているか、その見解を開きたいと思ひます。

○吉崎政府委員 お話しのごときで、一番大きいのは、年金と健保だと思ひます。現在、医療金融公庫は公庫の厚生年金基金、それから七公庫の健保組合に加入をいたしております。一方、社会福祉事業振興会は一般の厚生年金と政管健保に加入しておるわけでございます。この二つが統合するわけでございますから、当然同法米の役職員は統合に伴いまして同様の処遇をなすべきであると考えております。

そこで、年金と健保の取り扱いについてでございますけれども、基本的には両法人の役職員がどう考えるかということによるわけでございまして、現行のところで、新事業団の役職員は公庫の厚生年金と七公庫の健保組合に加入する方向で検討が進められております。私どもも、その方が職員の処遇にいいと考えております。予算的な措置も計上しておるわけでございします。

○村山(三)委員 そうしますと、公庫の方は健保連、健保組合をつくっておる、それから年金の方は企業年金をつくっておるわけですか。したがって、今までの振興会の方は政管健保あるいは厚生年金であったものを、公庫が入っておるところに統合して入れるということになるわけですね。

それで、実態的に従来から、例えば任用基準とか俸給表とか昇給昇格の扱いとか、そういう部分ではやはり違ひがあったのではないかと思ひます。これは一方は組合があるし、一方は組合がないわけですから、いろいろの意味で違ひがあると思ひます。そういう違ひをどういうふうな調整していくかというのはいくつかの問題ですけれども、少なくとも今までの既得権は保障するといふ前提で調整を行うという考え方が大事ではないかと思ひます。

○持永政府委員 御指摘のような給与その他の規定につきましては、両法人でそれぞれ多少異なるかと思ひますけれども、社会福祉事業振興会の場合には、先生も御承知のとおり直接の労働組合との労働協約はございせんけれども、就業規則でいろいろと働く人たちの給与の保障その他をやっておりますが、こういった面で、従来就業規則で定められておりました職員の処遇あるいは給与の水準、そういったものはどういふものではなからうかと思ひます。これはまた守つていかなければならぬと思ひます。そういう諸規程の違ひ面にございましては、今後のお話し合いによりまして、若干の調整を要しますけれども、私どもといたしましては、基本的に、従来守られてきました

既得権はそのまま継続していただくことで臨んでいきたいと思ひます。

○村山(三)委員 そこで、今は公庫と振興会とはそれぞれ違った事務所を持っておるわけですが、事務所は違つたままでも統合させていくのか、あるいはいつごろ一緒にするとかいうような考え方があつたのでしょうか。その点はどうなんでしょうか。

○持永政府委員 せっかく二つの法人が一緒になるとすれば、やはり新しい器の中でお互い共同して仕事をしていくことは望ましいことではございません。現在、先生御指摘のように医療公庫は番町の共済会館といふところを借りております。私どもの社会福祉事業振興会も日赤本社の中で仮住まいをしておりますが、両方を合わせた一体的な事業運営ということで、今事務所を物色中でございます。事務所の建物も物色いたしまして、適当なところをなるべく早く見つけ次第、この法律が成立したならばそれによって移転をしていこう、こういう考え方でございます。

○村山(三)委員 そうしますと、事務所を物色して、事務所があり次第同じ事務所で仕事をすることができるようにしたいということですね。

○持永政府委員 そうでございます。

○村山(三)委員 新しいものに統合されていくだけに、いろいろな意味でやはり違つたものが一緒になるわけですから、したがって、今まで申し上げましたこと以外にいろいろの問題が起つてくるんじゃないかと私は思ひます。ですから、そういう問題につきましては、これからできるだけ労働協約が話し合ひですべてを決めていくというふうなルールを、この際しっかりとつくっていくというところが極めて大事ではないか。そして、トラブルが起らないように十分お互い了解した上で話を進めていく、処理していくということが大事だと思ひますが、そういう点に対する基本的な考え方について承っておきたいと思ひます。

○持永政府委員 先ほどもお答えいたしましたように、給与その他あるいは職場条件、そういうことは、給与その他あるいは職場条件、そういうことは、先先生御指摘のように労使の間で十

○先生御指摘の通りに、今までも一方は医療機関の整備、一方は社会福祉事業といふことでやってきましたものが、今度二つにたなむけでありますから、この事業が円滑に進むためには遂行していくためにはいろいろ問題があると思ひますから、それらの間

去になりました。事業管理の面、運営の面があるいは労務管理の面、そういった面において大変側苦勞をなされるのではなからうかというような気がして、お伺いをしたわけですが、具体的に昨は今私たちが概略申し上げたようなことですが、ひとつ局長

ズにいくように思うわけですが、この事業量を
の他から考えたときに、むしろ解散して吸収され
る医療金融公庫の方が給与その他が高いとして
吸収する方の福祉事業振興会の方が給与が低いと

おると考えるわけでございますが、これまたお話しにもございまして、日本列島全体で見ますと一応の水難には達しておりまして、地獄的に見ますとまだ不均衡がございます。

それから、今後の医療政策の方向といたしまして、地域ごとに医療需要がかなり違ってまいりますから、地域ごとに需要に応じたような機能を整備していく必要があると考えております。福祉との総合もそうでございます。機能連携を図っていくためには、必要な機能はやはり整備していく必要がある。それからまた、医療を効率的に行いますためには医療機関の経営というのは非常に大事でございます。そういう意味からも、この医療機関に対しては、その政策金融の必要性はまだまだ大きいと考えておるのでございます。

今後、新事業団におきましてそういう新しい時代の流れに適切に対応できますような運営に努めてまいりたいと存じます。

○平石委員 それから、今度は福祉事業施設の方ですが、だんだんと高齢化がやっとなってまいりまして、こうなるとますますと当然のこととして施設についても必要になってくる。しかも、公的なものにも必要になるというふうな状況にもなりません。したがって、民間の力をお借りをし、民間の協力をいただいて、こういう資金によって整備をしてもらうというふうなことも今後相当ふえてくるのではないかと予測をされておられますが、その一方で、これが契約数が落ちてきておるわけですね。ここあたりをどうするか。そして、これからは施設福祉なのか在宅福祉なのかといった大きな問題はありますけれども、当然収容せねばならないような方もふえてきますので、ここあたりの事業の面から見たときに、だんだんと細ってあるような気もするわけで、こちらの将来の展望について一言お聞かせをいただきたい。

○持永政府委員 先生、お手元にお持ちの契約高の推移でございます。確かに最近、全体としての契約実績の数字はここ二、三年落ち込んでおりますが、これは一つには、先生も御案内のとおり、一時非常に急激に伸びてまいりました保育所の整備が、最近非常に安定と申します落ちついてまいりまして、そういった意味で保育所の新設が非

常に少なくなったというふうなことがありまして、こういう現象になっているとは思いますが、資金需要といたしましては、これも今後、御指摘のように高齢化社会に伴う老人関係の施設については依然根強いものがあるかと思っております。今後ともこれはますます根強くなっていくかと思っておりますが、そういった面では私も十分対処していかなければなりません。

在宅福祉、施設福祉というお話もございまして、在宅福祉ももちろんこれからの施策の重点を向けていかなければならぬと思っておりますけれども、しかし在宅福祉だけで福祉政策は事足りるものではないと存じます。やはり施設収容を図っていく必要のあるお年寄りの方々は今後ますますふえていくわけでございますから、そういった意味での資金需要もふえると思っております。そういった面での資金確保、これは私もとしても万全を期していきたいというふうに考えておるところでございます。

○平石委員 今回のこの統合案につきましては、私も行革推進の立場にありますが、この法案についてはそれぞれ賛成の立場でなされておりますが、いろいろ難しい問題等も抱えながら両者の統合でございまして、問題が起きないようにひとつ鋭意力を入れていただくようお願いをいたしました。終わらしてまいります。

○有馬委員長 塩田晋君。

○塩田委員 社会福祉・医療事業団法案につきまして、渡部厚生大臣並びに持永社会局長にお伺いいたします。

民社党は、かねてから行政改革の推進を図ってきているところでございます。国民生活の質的・量的向上、そして公務サービスの効率的な運用、またそのための経費の軽減、こういった観点から行政改革の推進を図っておるところでございます。

既に、昭和五十六年三月に発足いたしましたいわゆる第二臨調、臨時行政調査会がたびたび答申

を行われました。その第五次の最終答申におきまして、医療金融公庫については「社会福祉事業振興会に統合することとし、同公庫は廃止する。」との最終答申を行ったところでございます。その線に沿って今回の法案が提出されたものと考えておるのでございます。

この行革の一環の法案でございますが、行革は非常にたくさん分野に分かれて進められておりますけれども、この法案について対象となっておりまして二つの厚生省の外郭団体、言うならばこれは最も簡単な機構の統合ではないかと思うので

それについていたしまして、この法案が通りましてな昭和六十年一月一日から施行ということでございます。臨調の五十六年三月から数えましてもう四、五年かかるわけでございます。行政改革はもうスピーディーに国民の要望にこたえて推進をしていただきたいと思うのでございまして、そういう意味でございます。我々はこの法案に賛成の立場でございます。いろいろ内容を検討いたしました。これによって従来の医療サービスが質的に低下することのないように、拡大向上していくようにということをぜひとも図っていただきたいのでございまして。

そこで、今回のこの法案が成立した場合に、この機構の統合によりましてどのようなメリットが出るか、またデメリットがあるか、この点につきまして御認識を承りたいと思っております。

○持永政府委員 先生からのお話のように、今回の統合は行政改革というものの実践の大きな一つとして行つたわけでございます。そういう意味で行政改革ののちのちのこの点のところが一つの大きなメリットではないかと思っております。

また、これから社会経済情勢の変化に伴いまして、やはり福祉と医療というものがお互いの接点を求められるような時代でございます。福祉と医療がお互いの輪がばらばらに施策を推進するのじゃなくて、お互いの接点を求めながら整合的

な形で施策を進めていかなければならない。そういう意味で、これからの高齢化社会に向けて福祉と保健の接点を求める、そういった観点から今回の統合の意味があるかとも思っております。

また、行政改革の一つとして今回の措置を行つたわけでございます。そういう意味で政府関係機関としての特殊法人が一つ削減されることになりまして、また管理部門の合理化というような面から、特に役員につきましては実質的な削減を図るという面もあるかと思っております。

それからデメリットでございますが、強いてデメリットと申し上げることもないかと思っておりますが、一つはやはり、こういった統合という過渡的な段階で、職員の間にいろいろ、一体どうなるんだろかという不安が生ずるかと思っております。この点は、先ほど申し上げておきますように、従来の経緯はそれなりに尊重して、今回の統合を図ってまいりたいというふうに考えております。

それから、先ほど申し上げました、事務所移転の必要性がございまして、そういった意味で新しい事務所を探したいというふうなことがございまして、そういった点もできるだけ早く解決をしていきたいというふうに考えておるところでございます。

○塩田委員 事務の簡素化、効率化をぜひとも図っていただきたいと思っております。

役員が二名減るといふことでこの面は削減になるかと思っておりますが、その他の一般職員につきましては、いわゆる血の出ることのないように十分に配慮して、効率的な業務の運営を図れるように御配慮をお願いいたします。

それから、この種の機構改革は、名称が変わるわけですから全部書類を変えなければいけない、判こもつくり直さなければいけない、それだけが出費で、あと何ら変わらないというふうなことを言う人もありますけれども、そのようなことにならないように、行政改革の所期の目的が達成されるように、ひとつ細心の注意を持って、末端まで目を届かせてこれを統合運営していただきたいと

思います。そのことを要望いたしておきます。

最後に一点、これは厚生大臣にぜひとも実現方をお願いしたい問題がございます。それは、さきの健康保険法案の質疑のときに私も厚生大臣に強く要望いたしました点でございます。今回の法案が成立いたしますと、健保の被用者保険の本人の自己負担が割増分あるわけでございます。また、国民健保初め被用者保険の家族についても三割とか二割の自己負担が現在行われてきておる。しかもこれは現在の償還払いの制度ですと、御承知のとおり、一たんかかった医療費の総額、その自己負担分は払わなければならない、そして三ヶ月後にこれが償還されるということでございます。病気で倒れた家計の主たる担当者が病院で寝込んで、しかも家族がこの多額の医療費総額を資金調達しなければならぬ、こういう事態になるわけでございます。従来からも、家族については、そのように家計の主たる担当者の勤労者、サラリーマンが奔走して金を集めておった、そして払っておったと思うのですけれども、今度はいよいよ勤労者、サラリーマン本人が倒れて入院した場合、家族がこの資金調達をしなければならぬ、こういう事態になるわけでございます。今サラ金等がいろいろ問題になっておりますが、そのようなところに頼ることのないように、公的な機関で無利子の融資制度をぜひともつくっていただく。このことによって厚生大臣は非常にいい厚生大臣だということを後世からも言われると思うのです。そしてまた、健康保険法の円滑な運用にも非常に役立つと思うのです。したがって、いままで、無利子で貸し付けられております。御承知のとおり、これは文部省の外郭団体の日本育英会が特殊法人として運営されております。こういった例もございまして、この融資制度をぜひともこの新しくできる事業団でやっていただきたい。これは対象は、今までの融資はお医者さんあるいは医療関係機関だ、こういうことでございますが、患者に対してやるような道を開いても別におかしくない。

くない。例えば雇用促進事業団とか労働福祉事業団等は貸し金から会館の運営、訓練施設、学校的な教育関係等、何でも屋といえますいろいろなことをやっております。多角的な経営をしております。この事業団はまだまだ一、二の分野です。それから、そういった新たな融資制度を、ぜひとも健康保険法の運用を円滑にするために創設をしていただきたい。無利子のやり方につきましてもいろいろなやり方があると思います。全額一般会計から見の方法もあれば、また財投資金を活用するという方法もありましようし、利子補給の方式もあります。また、一番国民が手軽にお金を借りに行ける金融機関といえます。やはり郵便局ですね、郵便貯金の関係を利用して個人融資をするということもひとつ御検討いただき、この制度を事業団でぜひとも何らかの形で運営をしていただくように強く要望するものでございます。大臣の考えをお聞かせいただきたいと思ひます。

○渡部国務大臣 今回、衆議院で御審議を賜り、通過をさせていただきました健康保険法の改正により、従来、十割給付であった皆さんが一割の御負担をお願いすることになりましたので、このために、健全なサラリーマン家庭の皆さん方が、長期療養の患いになったりした場合、生活破壊というやうなことになるように、この思いは先生も私も全く同じであります。そのため、この衆議院でも五万一千円の高額療養費というものの据え置きを修正を受けて、また今、参議院で鋭意御審議を賜っておりますが、私は、こういうためになることについては、先生方の御意見に謙虚に耳を傾けて、サラリーマン家庭の皆さんが一割負担によって家計破壊を来すようなことのないようにという配慮は、責任を持ってやっていかなければならない問題だと思ひます。

先生御指摘の今の問題も、これに関する問題でございまして。ただ、現在でも、特定の疾病については更生医療等の公費負担医療により負担の軽減がなされておりますし、窓口負担が高額となった

場合には、世帯更生資金の貸し付けや地方自治体による貸付業務等もあります。窓口負担が高額に上ることにより困窮に陥るものが発生することのないように、現在の制度の中でできる限りの配慮を私どもはしてまいらなければならないと思ひておりますが、この法律が施行されることによつて、御心配のような問題が、現制度でなかなか解決できないというやうな事態が起これば、先生御指摘、御提案の問題等を含めて、当然新しい対策に私どもは対応していかなければならないと考えております。

ただ、現在の時点では、本事業団の融資は、医療施設、社会福祉施設等の設置等に必要資金を長期的に貸し出すもの、こういうことになっております。したがって、国民の皆さん個々を対象に個別的な貸し出しを現在の中で行うことは、融資の仕組み等の点でなかなか難しい問題等もあると思ひます。しかし、先生御指摘のように、一割負担の実現によって、サラリーマン家庭の皆さん方がサラ金に駆け込むというやうなことはあつてはならないのでありますから、そういうことのないやうな施策というものは、この法律を提案し、通していただく我々にとり将来にまで課せられた責めであるかと思ひますので、先生御提案の問題等を含めて、今後鋭意検討してまいりたいと思ひます。

○塩田委員 御検討、善処をお願いいたします。○有馬委員長 浦井洋君。

○委員長退席、愛知委員長代理着席

○浦井委員 私がいいますのに、やはり医療金融公庫というのは、もし統合するとすれば、前から言われておりますように、環境公庫であるとか国民金融公庫、こういうところと業務内容はほぼ同じでありますから、そういうところと統合するならば話はわかるのでありますけれども、何か医療と福祉の接点だというやうな言い方で、社会福祉事業振興会というの極めて突然のやうな感じがするわけで、何かあるわけですか。

○吉崎政府委員 何かとおっしゃられますと、ちょっとそんなくいたしかねるわけでございましてけれども、繰り返しになりますが、確かに融資という面では国民金融、環境衛生とも関係がございまして、私も、私どもも、今国会で御審議をお願いしておりますところの例えば地域医療計画をつくります場合にも、包括性の追求から一つのテーマでございます。健康の増進から医学的リハビリテーションまでということと同時に、やはり社会福祉の面とも総合的に考えていく必要があると考えておるのでございまして、先ほど先生が挙げになりました中では、今後、必ず到来する高齢化社会、お年寄りの問題等と非常に密接な関係があるこの社会福祉の面と医療との連係を強める、こういう意味で、社会福祉事業振興会が最も適切であると考えておるところでございます。

○浦井委員 そういふ理屈を言われるだろと思ひますけれども、何か地域医療計画みたいなものが出てきたり、今までの厚生省のやってきたことから、こういう統合というのはいくら整合性がないように感じられる。むしろ勘ぐれば、何か政治的な圧力でもあつたんじゃないかと思ひます。これを得ないわけでありまして。これはありましたというやうなことは厚生省の方も答へられるわけでもないでしようけれども、何か純粋でない、数合わせをしなければならぬ、数合わせをするためには一番無難なこれとこれをくっつけたらよいのだ、そうしたら、特殊法人の数が一つ減るのだというやうな感じがして仕方がないのだということ指摘をしておきたいと思ひます。

そこで、この事業団の融資対象を見ますと、ナースングホームというやうなものが入つてきておりますけれども、ナースングホームというのは一体何なのか。医療機関で、そして何か特別な老人、高齢者を収容するといふ言い方がよいかどうか、かわかりませんが、そういうところなのか。それともアメリカでよく言われておるナースングホームみたいなものを指すのか。その辺はどうなんですか。大体どういふことを頭に置いて、これから

融資対象とされようとしておるのか。

○吉崎政府委員 ナーシングホームでございますけれども、今日、我が国におきましては、実定法上の定義はないわけではございませう。ただ、内容として、慢性的疾患の患者を中心としたしまして、普通の急性病院のように濃度の高い治療を必要としないかわりに、一方、非常に介護というのを力を入れて、介護と治療をあわせて行なう施設、こういうことであらうかと理解をいたしております。これが先ほど申し上げました医療と福祉との連係の一つの形であらうかと思つてございませうが、そういうものにつきまして、新たに融資の道を開いて時代の要求にこたえていこう、こういう考え方でございませう。

○浦井委員 慢性疾患など、それで医療内容の薄いもので、しかも介護が必要だという話になりますと、老人保健法の特設診療科でございました特例許可病院、あるいは許可外病院というようなことが思い浮かぶわけではあります。まず許可外病院みたいなところを融資対象にされるわけですか。

○吉崎政府委員 許可病院につきましては、ナーシングホームの一つの形だと思つてございませうが、お話しにもございましたけれども、今日の段階では医療機関に対する融資でございませうから、やはり医療機関としての一定の要件が必要なのわけではございませう。そこで、許可外病院は今のところは難しいのじやなからうかと思つております。

○浦井委員 そうすると、医療法ないしは医療法の特例ぐらゐのレベル以上でなければならぬというところで、特例許可病院ということを経務局長は指されておるのでしょうか、それがナーシングホームであるわけですか。

○吉崎政府委員 お話しのありましたものがナーシングホームの範疇に入る一つの分野である、一般的には年齢等に関係なく、慢性病院の一つの形だと思つてございませう。これが実は一つ問題がございまして、私も今検討に着手しておるわけでありませうが、病院と社会福祉との間の中間施設

設的なもの、こういうものを、先ほど実定法上の定義は今のところないと申し上げましたけれども、今後大いに検討していく必要があるかと考えております。

○浦井委員 今後大いに検討されるのはそれは結構だ、いろいろな地方から、病院でも難しい、だからといって老人ホーム、特養ホームでも難しい、だから中間を、というような声はあることは事実なんです。しかしどうもその概念がはっきりしない。この事業団の、高齢者の場合で言いますと、医療機関でなければ、しかも特例許可病院以上でなければならぬというものであれば、別にナーシングホームでないわけですし、病院ですし、そこがよくわからぬのですが、検討されて、いつごろ、どんな格好で結論が出るのですか。

○吉崎政府委員 今の段階では、ナーシングホームは病院の一つの形として融資の対象になるわけではございませう。これはやはりそれぞれ病床の整備状況等によりまして、融資の対象にしたりしなかったりする場合があるわけではございませうから、そういう意味でこのナーシングホームの充実を図つていこう、こういうことであります。

そこで、これがいつ、どのような形であるかとございませうけれども、お話しにございましたように非常に大きな問題だと思つてございませう。検討に今着手をいたしておりますが、いつ、どのような形であるかは、その検討の結果でございませうので、ちょっと今お答えいたしかねる次第でございませう。

○浦井委員 終わりますけれども、私が危惧するのは、そういうナーシングホーム、私も率直に言つてどういふ概念がよくわからない面がございませう、そういうものが必要だといふふうには思つて

ですが、すぐに思い起こされるのは、私はアメリカカへ行つたことはいないでございませう、アメリカのナーシングホームというのが、医師が形だけおつて、そしてチェーン化されて、ある特定の企業とかあるいはそういう特定の人物のほうへの対象になつて、非常に社会問題になつたということが

思い起こされるわけでありませうし、それと、今参議院で審議をされておりますけれども、この間の健康保険のいわゆるあなたの方の言う改正案でも特定療養費の問題が出てきまして、老人保健法でも、老人病院でその中に特例許可病院、許可外病院というような格好で、何か病院を輪切り選別するような格好で、全体としては日本の医療の低下を招くような格好になりはせぬだらうか、そういうことを非常におそれるわけではございませう。あなたの方が出しておられる医療法の改正の地域医療計画にもそういう気配があるわけでは、それとこれとが結びついていくと、何かで上がつてみると、日本の医療がまさに官僚統制の格好になつてしまつて、患者や国民の要求はもうどこ吹く風というような危惧を感じるわけではございませう。

ひとつ、そういう点で大臣、何かお答えがあれは今の時点での答えもいただきたと思つてございませうけれども、そういう危惧があるというところを私は指摘しておきたいと思つてございませう。

○吉崎政府委員 我が国の医療の水準を高めるために、私も実は大いに努力をしておるものでありませうが、ちょっと私としては言葉は心外なものでありますが、しかし、まことに低めるようなことがあつては、これはもう私も何のためにやつてゐるのかわからぬわけではございませうので、一層国民の需要に的確にこたえられるように、これが先生のおっしゃいましたようになりますように、最善の努力を払ふ所存でございませう。

○愛知委員長代理 内閣提出、戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。大原亨君。

○大原委員 戦傷病者戦没者遺族等援護法は、昭和二十六年に制定をされまして、二十九年に恩給が抜け出したわけですが、そこで、軍属と準軍属

を対象にしました援護立法であるわけでありませう。限られた時間ですから、この法律案の問題点を的確に質問いたしまして、的確な御答弁をいただきたいと思つております。

第一の問題は、戦争中、大臣は若いから承知されてゐるかどうかわからぬが、大久野島の毒ガス工場があつたわけでありませう。軍の工場がありませう。これは御承知のように、その当時の地図からは大久野島というのはいくつかの島として、毒ガスの製造をいたしたわけではございませう。そこには御承知のように数千人の人が働いておつたわけではございませう。中には、軍属やあるいは準軍属に相当する人々がたぐさいたわけではございませう。したがって、厚生省援護局との関係も出てきておるわけでありませうが、その大久野島で働きました毒ガス製造に伴う障害、後障害、こういうものを中心とする対策につきましては、これは御承知のように予算上の措置でやつておるわけでありませう。この予算上の措置でありませうけれども、それでずっと今まで続いてきておるわけでありませう。

大体、日本の政治制度の中で予算上の措置だけでございませうけれども、こんな長く続けられるものかどうか、これはやはり早く法律にすべきではないのか、つたのかあるいは今日でもすべきではないのか、こういうことですが、なぜ予算上の措置だけでやつてきたのか。こういう点につきまして、これは大蔵省の主として所管ですが、お答えをいただきたいと思つております。

○坂本説明員 お答えいたします。

ただいまの御指摘、私どもは、旧令共済組合員に對しまして御指摘のように予算上の措置で講じておりますが、これは当時、旧令共済組合員が公務上の障害を受けたということに對して、事業主としての負担をするというやういふ延長線での予算上措置をしてゐるというところでございませう。

○大原委員 お話しのやうに、陸軍の毒ガス工場でありましたから、これを指揮してゐるのは現役

でありましたから、これを指揮してゐるのは現役

の軍人であります。その他現役の軍人では憲兵もたくさんおったわけですから、そういう人々も後障害を受けていると思いますが、それは恩給法上の問題を中心で処理している。工場の軍属として採用された者が、陸軍工場の言うなれば今のお話の軍属であつたわけでありまして、その軍属は旧令共済の適用があつたわけですから、そこでその延長で考えたということでもあります。しかし、延長で考えるにいたしまして、共済組合法上は言うなればその延長線は労使の負担する組合費が中心ですから、特別の国庫負担を導入するということになりまして、予算上の措置だということになるわけですが、しかし、普通の共済組合では想定できないような毒ガス障害があるわけですから、これはお答えにならないと思うので

もう一つの側面は、厚生省の関係ですが、準軍属と言われる人々の中に徴用工があります。国家給付法で工場で徴用された人があります。軍属と一緒に働いた人です。勤労学徒がありますし、女子挺身隊があります。その他は、戦後の毒ガス工場の経過といたしましていろいろとがたがたいたしましたが、それを処理をした人がございす。これは民間企業が委託を受けてやったのです。しかし、毒ガス業務をやったということで、準軍属に準じてやっておるというふうに思ふわけです。その申し上げた範囲は厚生省の範囲であると思うのですが、そういうふうに考えてよろしいか。

○大池政府委員 ただいま先生のお話しにございました大久野島にかかる勤労学徒等の方々につきまして、御指摘のようなことと了解いたしました。私どもも、旧令共済組合員の一般障害者に対する措置に準じた対策を講じているところでございます。

○大原委員 その対象者は何人くらいいますか。

○大池政府委員 その措置の中におきまして、健康管理手帳を交付しておる方の数が一番大きい数字でございます。それを申し上げますと、五十九

年の三月におきまして二千五百二十名になっております。

○坂本説明員 これは両方一緒ですか。

○坂本説明員 旧令共済組合員として私どもでやっている数は、認定患者が六百七名でございます。それから一般患者が千八百三十五名でございます。

○大原委員 もう一回聞きますが、旧令共済法上の軍属、その系列に属する人が幾らで、それから、言うなれば今審議をしております援護法の対象となるようなそういう身分関係の人が何人、こういうふうに分けて答弁してください。

○入江政府委員 工員の中でございしますが、徴用工が六名、勤労学徒、女子挺身隊、要するに準軍属になるのが二百九十二名ということになっております。

○大原委員 それでは、予算措置としてやられましたこの毒ガスに関する対策上の対象人員は何名ですか。

○坂本説明員 私ども旧令共済組合員として措置しているものは、先ほど申し上げましたように、認定患者六百七名でございます。それから一般患者といたしまして千八百三十五名、これを予算上措置しているところでございます。

○大池政府委員 勤労学徒等に関する予算上の措置をやっておりますのは、先ほど申し上げました二千五百二十名でございます。

○大原委員 大臣、今の答弁のように、一つの予算上の措置をやっております。そして大蔵省の旧令共済を管轄しておる共済課が分担しまして、主計局の共済課が分担しましてその対象をやっております。厚生省もやっております。そういうことは二十八年以来ずっと積み上げてきて今そういう現状にあるわけですが、それを何とかひとつ整備をしまして、そしてきちっとしたまとまった法体系にして、あるいは管轄にしろ、そういうふうにする方がいいのではないかと。予算の出どころが違うというわけではしょうけれども、そういうことが行政改革ではないかと私は思ふのです。大臣に直接

答弁してもらつたということではありませんけれども、この問題は、私はひとつ問題ではないかというふうに指摘をしておきます。

それから、毒ガスの予算上の措置をやっているのは、原爆二法案と非常によく似ているわけですが、これは放射能障害と毒ガス障害は似ているわけですが、しかし、予算上の措置としますとよく似ているところがあるけれども、例えば認定患者とかいう話が今ありましたように、一般患者とかあるいは健康管理手当とか特別手当とかというふうなものはよく似ております。ただし、例えば原爆二法案との関係で違つておるのは、よく言われる関連疾病というのがあるのですが、原因と結果、因果関係が明確なものとは認定患者でありませんが、そうでない疾病につきましては、つまり毒ガスの場合にはがんが多い、あるいは呼吸器系統の病気が多いからこれは認定する。しかし、原爆の場合には放射能障害を受ける、あるいは原爆を受けた場合には治癒能力が劣つておるから、一般的な疾病に對しましては保険の残りを負担するといふ仕組みになっておるわけですが、毒ガスの場合はなっていないわけですか。これは、毒ガスの患者の人々や現在そこで働いておる人々が、非常に何といひますか不満を持っておる点であります。

これは二つの法にまたがっておりますからなかなか難しい問題でもありますが、法律なしに運営しておるわけですから、法律なしにこんな長く予算上の措置で運営できるのかということが私はひとつ問題であるという点は指摘をいたしました。が、そういう点で改善の余地があるのではないかと。一つの点を取り上げましたが、この点についてだけでもいいから的確なお答えをいただきたいと思ふ。

○坂本説明員 お答えいたします。

私ども、旧令共済組合員をそのまま承継した国家公務員共済組合連合会が行う事業としては、やはり当時の公務上の障害というところでございすから、事業主としての国が連合会に承継いたしますして、ここで予算上措置をして実施するというこ

とで支障はないのではないかと考えております。

○大池政府委員 学徒勤労等の方々に対します予算上の救済措置でございますが、先生も御案内のとおり旧令共済組合員に準じての諸措置を講じておるところでございますが、完全に両者が同一というところではございませんで、従事いたしました期間も、いわゆる毒ガスの製造を中止した後に、学徒勤労等の人がその島に入つて風船爆弾の何か張る作業などを中心にやっておつたというふうな話として承つておりますし、また、その毒ガスの製造に直接従事していなかつたというふうな方が大部分であるやに理解しているわけでございます。このように作業内容、従事内容等にも差があるというふうなことが背景にございます。

それからまた、現段階におきまして、御承知のとおり十年越しの専門家による医学的な研究というところで、そういった対象者の方々の健康診断、健康管理を精力的に続けておるわけでございますが、特に、直接従事しておられた方と学徒勤労員ベースの方々と同じような病気が発生しているというふうには認められないという専門家の一致した意見ということでございすので、それぞれ独自の予算措置ということで対応させていただいておるわけでございます。

○大原委員 私が言つておるのは、例えば毒ガスというものはホスゲンとかイペリットとかいうびらん性のものもあるわけですが、しかし、これはがんとか呼吸器系統に對しては影響がある、がんの発生率が高い、あるいは呼吸器系統が侵されるというふうなことは体の中心的な機能が侵されるのですから、毒ガスと直接因果関係がなくても、関連疾病が発生いたしましたら治療するのが、その人は治癒能力が劣つておるということとは事実ですから、無差別一律にということではありませんけれども、これは仕事の種類によりましてはやはりそういう問題を配慮することが必要ではないか、こういう点を私は指摘をしておきます。

質問を進めてまいります、厚生省がやっております分野の言うなれば準軍属の分野ですが、国家給

昭和五十九年七月十九日

動員法、徴用工や動員学徒等の問題、女子挺身隊

の問題ですが、そういう人々は今審議をしており
ます現行援護法の適用の対象になるのかどうか。

○入江政府委員　今の御質問は、大久野島で毒ガスの製造に従事していた人間の中には、これまでのお話しにありましたように共済の対象になりま

す内地軍属に該当する方と、あと国家総動員法に基づいて動員されたいわゆる準軍属とあるわけで

ございますけれども、この前者の内地軍属も援護法上は準軍属というところでえられますので、

○大原委員　だから、すべて毒ガス島で働いてい

た人の軍人軍属、準軍属は現行援護法の対象になる。よろしいですね。

○入江政府委員　そのとおりでございます。

○大原委員　そうすると、毒ガスとかそういうもの

この障害、後障害については予算上の措置でどう
いうふうにしておられる。原爆三法に近いような形

て措置をしている。しかし、国家補償の精神による現行援護法の措置から言うなればその法律も適

用されている。そうすると、遺族年金とが年慮金とかそういうものも適用になっている、こういう

ます。ただ、遺族年金の方につきましては、その

遺族年金の給付の原因は、要するに毒ガス障害で亡
くなられて遺族の方が遺族年金をもっているか

どうかという原因別の統計がございませんので、
ちよつと私どもとしては把握しておりません。

○大原委員 例えば今答弁にあったけれども、認定患者、原因、結果が明らかな病氣になっている。

人々が亡くなった場合には遺族年金や遺族給付などがしっかりと呼吸器系統が多いのですが、そういう人々が亡くなった場合には遺族年金や遺族給付

金の適用はありますか。

○入江政府委員 現にその障害の年金の方で、大

久野島ではございませんけれども、旧海軍の相模工廠等において毒ガス製造に従事していた方につ

きましては、要するに四款症ということで障害年金を裁定しておるわけでございますから、そういう

う方が亡くなれば当然遺族、何といいますが、要するに援護法の対象になるわけでございます。

○大原委員　僕が言っているのは、そういう障害者じゃなしに、その毒ガス製造の後遺症のために

病氣になつて死んだ人、今お話ししても数百人いるでしょう、そういう人はならないのですかと聞

○入江政府委員　先ほど申し上げましたように原

兵器の開発、生産、貯蔵の禁止、廃棄に関する条約

約」、これも批准しており、国内法もつづいてゐる。これは戦争中、大久野島といふ也國も全部

抹殺して、これを秘密にして毒ガスを、数千名を使つて軍が指揮をして軍の工場としてやつた。そ

いうことのために、表面化すると言ふなれば國際的に恥部をさらけ出すことになるという事で、

非常に部分的に改定の努力をいたしましたけれども、二つの省に分かれて予算上の措置ということ

身でありながら、軍の命令により、戦地、事変地に派遣されて、戦時衛生勤務に従事したという特殊事情を考慮して、特別にとられた措置であります。これによつて所得の保障を図るという年金的な性格ではないと考えておる次第でございます。厚生年金のように物価スライドをすること、ということに對する一定の生活水準を保障する、ということになり、恩給のように公務員給与にスライド打つということに對する、と老後の所得を保障する、ということになつて、慰勞給付金はこれによつて所得の保障を図るといふ年金的な性格を有するものではない、といふその基本的性格に合わないように考えております。したがひまして、慰勞給付金の増額は非常に困難である。以上のように、慰勞給付金の性格を考慮し、つゞき、引き続き検討することとした、と思つております。

○大原委員 「女性の身でありながら」というのは何ですか。「女性の身でありながら」というのはどういうことだ。

○榎本説明員 戦時中は、戦争をするということ、銃を持つということ、男性だけで行われていたわけ、女性たわけ、ごさいますので、そういうことで、女性、の身ということに着目して慰勞給付金を支給する、ということになつたわけでありま。

○大原委員　これは、法律の適用の中には、準軍属の第二号の「戦闘参加者」の中には女性はもちろんいるよ。「女性の身でありながら」というのは何だ、どういうことだ。

う、それだから慰勞金だ、こういふのももう。
逆に女性として戦争に従事を志すのでし
慰勞金であつて年金ではない、こういふのです。
しかし従軍看護婦というのは、本人の意思とい
うのは、一つの勲賞であつたかも知れない、病死者

勤務しておうて。じかしながら、何人出てこい。何人出てこいという事で、数千人の人が行つたわけでしょう。そうして、行つたならば、軍の命令下であつておやんと戦闘行動をやつたわけでしょう。

う。但赤がある分野を分担してやうだまいうとき
の場合は国際法の問題があるかも知れない。しか

「だが、軍の看護婦さんの場合等は明らかに軍属じゃないですか。だいたいならば、恩恵的なものであるから」といふ。私が質問しないよいねえとほで、スライドの問題まで触れて理由を言われたけれども、そういう理屈のつけ方というのはおかしいじゃないですか。初めから終わりまでおかしいのじゃないかな、あなたの頭は。

○榎本諒明員 この制度ができる五十四年でございますが、それ以前に、救護看護婦あるいは従軍看護婦について恩給法の適用をしろという陳情、御要望がございました。しかし、恩給法は官吏あるいは軍人に対する普請でございますので、救護

看護婦あるいは従軍看護婦については恩給法の適用は困難であるといふことを踏まえまして、現在の措置をしているわけでございます。

○大原委員　あなた、頭の中もおかしいよ。よそを

を向いて言っている。これは軍人でなかったら準軍属です、明らかに。軍人じゃないというのだつたら準軍属じゃないですか。

○榎本説明員 救護看護婦も従軍看護婦も、現在の看護法では軍属という取り扱いになっております。

す。

○大原委員　そうすると今度は、この方は遺族年金とか障害年金の場合には現行援護法の適用になりますね。

○入江政府委員　そのとおりでございます。

○大原委員　そこで、生きている方で、勤務の年数によって、戦地加算をして十万円から三十万円の六段階の慰勞給付金を出したところには兵隊みの年の年金である。しかし、出したその趣旨から言います。

して「スライド」がななとがいう制度ではなしに、ずっと終始、五十四年と五十六年ですけれども同じ金額ということは、貨幣価値が毎年毎年下がってゐるわけですから、その貨幣価値を維持す

る措置は、やはり慰勞金を出す精神からいっても、
そういう措置はとつてもいふんじゃないですか。
これも予算上の措置でやつておるからさういうこ
とになつてゐるんだと思ひのですけれども、そう

いう点に於いては私は公平な措置をとるべきだと

大臣、内閣委員会でもこれは議論に外りまして、決議になっておるそうです、附帯決議が何かあるそうですが、これはここでは準軍艦として糧護法の適用になるのですから、その人々に対して慰勞給付金は兵の恩給を考えて措置をしたわけで、すから、価値を維持することだけは、スライド制

どういふことをやるか、どうかは別にいたしまして、適正な措置をとるべきである、こういうふうに思っています。国務大臣である渡部さんの監視下で、ひとつ総理府、どうです。最後の答弁、――

この慰勞給付金の性格というものを考慮しながら、今後引き続き検討してまいりたいと思ひます。

○大原委員　それでは、この前の国会で附帯決議

が、管弁をされましても、大臣がやめられると後

はなかなかやらないですよ。できないこともあるかも知れないと、難しいということもあるでしょう。この附帯決議に関係しましてひとつ答弁をお願いします。第三項に「第二次大戦願ひじたいと思うのですが、

國民義勇戰隊の組織及び活動状況等について明確にする」とともに、「公平適切な措置をとり得るよう検討すること。」「この第二次大戦末期の閣議決定に基づく國民義勇隊及び義勇戰隊の組織及び活

活動状況を、その後明確にいたしましたか。

○入江政府委員　今の附帯決議の中で、国民義勇隊、これは御存じのように進軍属として援護法の対象になっているわけですが、国民義勇

戦闘隊に過ぎましては、当時、現実に何といふ
すが軍の要請に基づいて軍事行動を行ったとい
ふような事実が認められませんでしたので、援護法の準用
属として処遇するということは適当でないとい

海邊に考えておられます。

○大原委員　全然頭が進歩してないのですね。私が質問したことに答えていない。まあ時間がたつから、繰り返しになるけれども、当時義勇戦開隊を閣議決定でつづったのは、一つは船舶があるのですよ、それから鉄道があるのですよ、それから電信電話、通信があるのですよ、はつきり言つて戦開隊には。しかしながら、私のはつきりしてもし

いた。言っているのは、華軍属の中の先ほど掲げた言いました第二号「戦闘参加者」、大臣、ここ摘をいたしました第二号「戦闘参加者」、大臣、これは沖繩のことを言っているのです。前の質問をもう一回する前に、沖繩の戦闘参加者というのはどこを区切りにして戦闘参加者の認定をしている

のですか。答弁をしてください。

○入江政府委員 昭和十九年十月十日以降を区切りとして、適用の対象にしています。

○大原委員 なぜそのときを区切りにして戦闘参

○入江政府委員　沖繩戦におきましては、十九年の十月十日以降空襲が激化した、要するに何といひますか沖繩の本島が戦場と化したというふうな理解でございます。

○大原委員 牛島中将が遺言を残して自決をしたのはいつですか。

○入江政府委員 私の記憶では二十年の六月二十三日、今沖繩で慰霊の日を毎年行っておりますが、六月二十三日というふうに承知しております。

○大原委員 大臣、第十次沖繩空襲から本土の補給が途絶えまして、そして年が明けましたならば、現地の沖繩だけでやれということを命令したす。

のです。そして、私が言っているのはどうい
うことかといいますと、昭和二十年の六月に沖繩も陥
落した。沖繩にもB29の飛行場ができる、そうい
うことがはつきりしてきた。これを奪回するため

には、一個師団の兵隊を送るために三個師団の消耗を考えなければいけない、それはもうできない。そこで、いよいよこれは南の島等、サイパン、島はもちろんです、中国からもそうですけれど、

も、沖繩が向こう側の前線基地になったから、

いよ今度は本土決戦をやるのだということで、二十年の六月に臨時帝國議會を開きました。

そして、問題だけ指摘しておくのですが、そのときに義勇兵役法というのを国民義勇戦隊とは別に作りまして、今の総理府の答弁とは違っていて、女性も男性も国民義勇兵役に服する義務を課したわけですね。その法律は可決になりました実行されているのです。

もう一つは、国家総動員法をさらに上回る戦時緊急措置法をつくった。これは物の動員です。自民党の今の内閣が、緊急事態で有事立法をつくっておるときにやっておるかどうかわかりませんが、これはひどい法律であります。これは秘密帝國議會でありまして、議員だけしか見れない議事録があるわけですね。政府の答弁は、法律はできて施行されたけれども実施されてない、こう言っています。しかし、その法律というものは、施行されましたならば、国防婦人会であろうが、愛国婦人会であろうが、翼賛会であろうが、あらゆる総動員関係、防空法関係、地域防空法、職域防空法、全部に網をかぶせて、そして空挺隊とか艦砲射撃とか敵前上陸があつたならば、本土決戦で官民を問わず一緒に攻撃する仕組みになっておるわけですね。議事録を見ればわかるのです。

しかし、このことは早くから、戦傷病者戦没者援護法をつくって、恩給法はまた復活いたしますけれども、そういうことで自衛隊をつくる過程の中で、どこかに線引きをして国家補償の援護をしなければならぬということで、その国会の法律や議事録は抹殺したわけですね。政府はこれは戦後にさきまして抹殺したわけですね。だからその間の、いよいよ東京空襲も受けて、沖縄も放棄をして、本土は丸裸になって、本土決戦をやるという段階では、これは沖縄の戦闘協力者と同じような状況じゃないかと私は言うわけですね。私が指摘しているのは、戦闘員も非戦闘員も差はないではないか。その場合には、原爆を受けた人もその差はないということでありまして。そういう状況を考え

て、やはり援護法も適用を拡大すべきではないか。これは一つのアプローチの仕方でありまして。方法、一つの論理であります。そういうことを言っておるわけでありまして。その実態を明らかにしなさいというのがこの第三項目の決議であります。

私が言ったことについて反論があれば言ってください。

○入江政府委員 反論ではございませんが、私が理解していることを申し上げますと、確かに義勇兵役法が施行されました、細かくなりますけれども、この義勇兵役法によりまして、十五歳から六十歳までの男子と十七歳から四十歳までの女子は、義務召集があつた場合にはそれに応ずべき要するに義務が課せられたわけでございます。そのようにして本土決戦に対する準備態勢を整えられたわけでございますが、実際にこの義勇兵役法に基づきます義勇戦隊というものが編制されましたのは、先ほど御指摘になりました職域におきまして、鉄道義勇戦隊、これが二十年七月二十三日に編制されておりました、そのほか船舶の関係でございます。職域についてはその義勇兵役法に基づきます戦隊は編制されておるわけでございますが、それ以外には、幸いにして本土が戦場と化さなかつたという事情もございまして、地域的にはこの国民義勇戦隊というものは発動がなかつたというふうに私も理解しております。

○大原委員 私、これ以上言いませんけれども、大臣も毎回かわられるものですか一通りは言っておかなければいかぬと思うのです。一人でも多く理解してもらわなければいかぬ。

議事録を見ればわかるのですが、そういう政府の答弁ではなくて、那須という兵務局長がออกมาして答えておるわけですね。当時森田重次郎さんとか亡くなった永山忠則さんとか保利茂さんとかがずつとおる。そのときに兵務局長が言っておるのには、この法律は一人一人の人に召集令状を出すんじやありませんよ、この地域が戦闘状況になったならば、軍が知事や市町村長の自治体の長を指揮

いたしまして、それぞれ戦場の既成の組織に対して網をかけて、この地域は戦闘状況に入つたから出てこい、こういうことでやるんですよ、一々命令なんか出しません、召集なんかしませんが、そういう法律なんです。僕もずつとやかましく言つて、昭和四十九年から準軍属に警防団と医療従事者を入れましたけれども、それはそういう法律の建前ではないわけですね。それは軍と内務大臣がけんかしてありますよ。してありますけれども軍が勝つて、そういう本土決戦の態勢をとつたんで

すよ。本土決戦の状況ですから、こういうことで法律の浸透があつた状況の中において、原爆を受けたし一般空襲も受けています。ですから、線引きをするとなれば義勇兵役法が実施されたときだ。第二号の準軍属の中の戦闘に協力したときで、沖縄では民間人は恐らく六歳くらいの子供からおかぶりしたわけですね。ですから、そのことにはおたふりしたわけですね。途中で、検討しておつたんだけれども、ずつと出てくる、戦犯の容疑者につながらないようなこと等がありまして占領中隠したわけですね。それがずつと続いているのを話したわけですね。そういう関係を明確にするべきだという点だけ指摘しておきます。それ以上のことを言ひまして、これは時間が惜しいですから。

その次に、やはり同じ附帯決議の中におきまして、いろいろあるので飛び飛びであります。第五項に「慰霊巡行等については、更に積極的に推進すること」というのがありますね。例えば遺骨収集ではなくて、中国では旧満州——私はたまたま戦争中あそこにおつたものですが、戦争に負けましたら、関東軍や独立守備隊というのが全部捕まらんか襲って逃げたんですよ。それで開拓団とか残つておる一般の人は、匪賊に出会つたり混乱状況に出会つたり、いろいろな戦闘に巻き込まれて死んだりしたわけですね。遺骨収集ということをやりますといういろいろな地域の感情というものもあるでしょうが、慰霊巡行等については線香を手向たいという気持ちがあるんですから、国交が

正常化した中国においては、そういうことについて政府としても努力すべきであるということが議論になりました。若干の成果は私にはあつたと思うのですが、この慰霊巡行の現状は中国の問題についてはどういふように措置をしているか、お答え願ひたい。

○入江政府委員 お話しのありましたような中国東北地域の慰霊巡行といふのは、御遺族の方にはもちろん、日本国民の長い間の念願であつたわけでありまして、昭和五十五年になりました。中国の好意的な配慮によりまして、初めて日本政府によりまして慰霊巡行といふものが認められました。五十五年五月に、遺族代表による慰霊巡行団を派遣しまして、現地で慰霊祭を実施したわけでございますけれども、現地でその慰霊巡行を行うことにつきましては、要するに、過去の不幸な歴史に対する中国国民の感情を刺激する必要があるわけでございますので、慎重に対処する必要があるわけでございます。その後中国側の関係機関の意向というものが踏まえて、昭和五十六年度以降は政府派遣という形じやございませんで、一般観光ルートの手続によりまして、友好訪中団という形で、関係遺族によりまして慰霊巡行を行つておるのが現状でございます。

○大原委員 附帯決議の第六に、「生存未帰還者の調査については、引き続き関係方面と連絡すること」とあるのですが、その中で、ソ連地区が何名で、朝鮮民主主義人民共和国、北朝鮮の地域は何名、生存と大体推定される人がいますか。

○入江政府委員 私どもが持っている資料で、本年の七月一日現在で申し上げますと、未帰還者のうち、ソ連地区では百七十六名、そのうちソ連本土が二十九名、樺太(サハリン)が百四十七名、北朝鮮は八十三名というふうになっております。

○大原委員 北朝鮮とありましたが、八十三名はどういうことで確認してきたのですか。それから、これについてはどういふ生存未帰還者についての措置を政府としてとっているのですか。

○入江政府委員 この未帰還者のありました場合には、こちらから帰国の意思があるかどうかとい

うことを確めまして、帰国の意思のある方が帰国されるということになりますと要するに援護を行うわけでございますし、帰国される意思がないという確認をされますと未帰還者数から落とすという整理を行っております。そのほか、また新たに未帰還者がいるという情報がありますとそれは未帰還者数に加える、そういうことで、資料を要するにプラスマイナスしながら整理を行っているということでございます。

○大原委員 朝鮮民主主義人民共和国の場合にはどういふ確認の方法をとったのですか。

○入江政府委員 北朝鮮の八十三名は家族からの届け出でございます。

○大原委員 そういふ人は生存確認をされているのですか。

○入江政府委員 実は、北朝鮮の関係は御存じのとおり国交がございませんので、昭和五十三年に国会議員の代表団があらに参りましたときに、未帰還者名簿を向こうに渡しましてその消息調査をお願いしたわけでございますけれども、その確認といふは、その調査についての北朝鮮側の対応といふのは、現在までないというのが現状でございます。

○大原委員 そういふ問題は、国交あるなしにかかわらず、人道上の問題ですから、やはりやるべきことは政府としてやるということは、当該の日本人のそういう人に対する祖国の責任でもあるわけです。ですからその問題についてもやってもらうということも、もう一つは、これはこの項目とは違いますが、戦争中に捕虜になりますと、戦陣訓等がありまして、それは郷土に帰れぬというふうな先入主がこびりついておたわけですね。これは今までもいろいろ例があるとおります。そういう俘虜に対する扱いについて、援護法の適用とか恩給法の適用とか、そういう問題については今日は問題ありませんね。

○入江政府委員 捕虜になったということで援護法の適用をどうこうするということとはございせん。

○大原委員 それは処罰を受けることではないだろうけれども、實際上、国家補償のそういう施策については平等に行われているのですか。

○入江政府委員 そういふ場合は、準軍属に特別未帰還者というのがございますが、それに該当して、要するに援護法の対象になるということでございます。

○大原委員 この七項目の問題については私は繰り返して申し上げませんが、「中国帰国孤児定着促進センター」の運営の充実強化等については、引き続きひびとつ努力をしてみたいと思っております。

八のところで「日本国籍を有していた旧軍人軍属等」といふのは、これは台湾の問題を含んでおると思うのです。朝鮮半島の全体の問題を含んでおると思うのですが、これについては現在どういふ見解ですか。

○入江政府委員 御存じのように、援護法は恩給法と同様に国籍要件というのを設けております。したがって、援護法におきましては旧台湾あるいは朝鮮の方々といふのは適用の対象になってないわけでございますが、これらの方々の補償の問題と申しますのは、要するに、我が国と相手国との請求権問題の処理と密接な関係があるわけでございます。これら問題の処理が先決じゃないかというふうに考えているわけでございます。また、旧台湾籍あるいは朝鮮籍の旧軍人軍属の処遇といふのは、御存じのように、均等に他に波及するといふような問題もございまして、非常に難しい問題ではないかというふうに考えております。

○大原委員 またもとへ戻り、法律の関係に帰りますが、準軍属の中には、一号としては被徴用者、二号は戦時参加者、三号は国民義勇隊、四号は開拓義勇隊員、これは最近問題になりました。五号は特別未帰還者、六号が準戦地、準事変地の被徴用軍属、第七号の防空監視員と防空従事者は、いろいろ長い間、議論いたしまして、昭和四十九年に準軍属として援護法の対象にしたわけ

ですが、その適用の大体の実態をお答えください。

○入江政府委員 五十八年十二月末で申し上げますと、防空監視員で障害年金をもらっている人間は十名、遺族給与金をもらっている人間は二十五名となっておりますが、これは五十八年十二月末現在でございますので、過去からの累積で申し上げますと、障害年金が十一名、遺族給与金が四十九名となっております。なおお慰金は四十九件というところでございます。

次に防空従事者、これにつきましては遺族年金が六十六人、遺族給与金が千二百六十三人ということになっておりますが、防空監視員と同様累計で申し上げますと、障害年金が百四名、遺族給与金二千六百四十四、お慰金は二千六百四十四ということになっております。

○大原委員 地域的には、例えば東京、大阪とかいう地域、それから広島、長崎、そういう地域的な分布はわかりますか。

○入江政府委員 申しわけございませんが、地域的な統計はとっておりません。

○大原委員 それはもちろん地域的には広島、長崎だけではないわけでありまして、大空襲があつたところは警防団、医療従事者は入っているわけですね。

準軍属は、総動員法関係が一つあるわけです。それから、もう一つはこれは防空法の関係があるわけですね。防空法の関係は内務大臣が従来からやっておたわけですね。本部長は内務大臣であります。防空法の関係は、最初法律ができてからずっと長い間、これは準軍属としては扱わなかったわけですね。なぜかという、防空法は自分の財産を守るボランティア活動である、自発的な活動であるから、国は被害について責任を持たぬというふうな理屈を立てたわけでありまして、しかしながら、戦争が厳しくなるに従いまして防空法の関係の警防団、医療従事者その他も、防空業務に従事すると一緒に戦時業務に従事する、こういう配置づけが閣議決定でなされたことがはっきりい

たしまして、準軍属にしたわけですね。しかし、このことをずっと広めてまいりますと、戦場と地域で、隣組で防空隊を全部つくったわけですね、地域におきましても戦場におきましても防空隊をつくりまして、そして、これは自治体を通じて軍が指揮をしたわけでありまして、だから、警防団とか医療従事者に限定することは実際はできないわけですね。それをずっと延ばしていきましたら全国民になってしまふ。そうするとその面からも線引きが崩れていくということになりましたので、警防団でとどめた、医療従事者でとどめたわけでありまして、ですから、法律の体系からいいますと、そういうところに問題が残っておたということとを今まで指摘をいたしました。しかし、予算も非常に厳しく限界のあるときですから、そうやたらに広めていけばいいというものでもないわけですね。けれども、戦争状況が激化したとすると戦闘員と非戦闘員の差はなくなったことは事実でありまして、ですからこの法律で線引きをするということとは非常に難しい点がある。当時の国民感情からいいますと、難しい点があるということでありました。ですから、こういう問題は、特に不公平であるといふものについては取り上げて修正をしていかなければならないというふうに私は思っています。

長崎医大の学生、あなたは知っていますか、長崎医大の学生を援護法の対象としたことがありますが、その実態についてお答えください。

〔愛知委員長代理退席、委員長着席〕

○入江政府委員 長崎医大の学生は、防空従事者の対象に入っております。

○大原委員 その防空従事者というのは、今私が説明したとおり防空法によるのですが、その中で警防団という組織があった、中核組織があったのですが、防空従事者といふのは、隣組もみなそうなんです。職場もみなそうなんです。何々会社の防空従事者、名前がついて防空隊があったわけですね。長崎の方もそういうことなんです。これは私も主張いたしましたしやったわけですね。

ども、この人々が原爆の渦中に入って仕事をしていたわけではないのですが、特別に議論をいたしましてやったわけなんです。もうちょっと説明の仕方があるのじゃないですか。

○入江政府委員 防空従事者といいますが、援護法の対象になっておりますのは、特殊技能を有する者ということで、医師、看護婦等の医療従事者、それから防空の実施に関する特別の教育訓練を受けた者ということで、警防団でありますとかあるいは学校報国隊、防空補助員、それと特に行政官庁が指定した者ということで、防空監視隊員が入っているわけございまして、長崎医大の場合は、私の理解では、特殊技能を有する者ということで対象になったというふうに理解しております。

○大原委員 大工さんや左官さんなどはやはり防空法のときには登録していただいております。技能登録していただいております。これは割合議論がなかったのですけれども、医療従事者や旧警防団のときも議論があったのですけれども、例えば大工、左官さんは空襲を受けましたり破壊を受けましたらすぐ命令を受けて補修するわけですから、これは特別に取り上げる人なんです。本来はこれもあるべきなんです。特殊技能者なんです。工事に参画してなくても、法律の解釈で給付してやっているとある例もあつたのです。国民義勇隊などというものは、広島八時十五分の場合には、もう八時に動員がかかって仕事をしていたから——家におった者はかからぬわけなんです。だから、家においた者は国民義勇隊のこの準軍属の項目に入らぬわけなんです。入っていないわけなんです。しかし、疎開をしてはいけないうえ、あしたは行くのだよといって命令を受けて、これは拘束を受けているのですから、そこで原爆を受けても、それはちゃんと援護すべきだという議論が何回もあつたのです。特殊技能者で医療従事者については、警防団と同じように考えて、待機しておいても対象にしたわけなんです。これは、三菱の造船所から引き揚げて学内で待機して

いた。しかしながら、これは率先して任務につく者であるから、若い学生でもあるし、集団的に原爆の中心地でやられたのであるからと、こういうことで準軍属にしたわけなんです。それでやるならば、当時の議論で残っている議論を私がしたように、大工とか左官さんという特殊技能者も少なうともそういうことなんです。その他、全部が全部、任務を持ったのです。法的には私の方が正しいと思うけれども、そのことは今は蒸し返しません。そういう特殊技能者の中で漏れている人があるわけですよ、大工さん、左官さんというふうについて検討したことはあります。

○入江政府委員 防空法の中には、確かに監視員なり医療従事者あるいは警防団等のほかに、いろいろな方々が対象になっているわけございまして、現在援護法の対象になっております防空監視員でありますとか、特殊技能を持つておる者というものは、旧防空法の内容から見ると、あらかじめ指令書といひますから従事命令書といひのが渡されておりました、今お話ししたように、要するに有事の際には出られるように待機しておいたわけございまして、それだけ義務が課せられたために、義務違反の場合には罰則というものがあつたわけございまして、その他の例えは建築物の管理者なんかは、空襲があつたら防火に努めるという義務が課せられているわけですが、こういう方々、あるいは重要産業従事者、例えば鉱山とか鉄道、水道、電気、ガス、こういうものに従事しておられる方は、今申し上げたあらかじめ指令書を交付されるということはない、またその罰則もないということございまして、現在援護法の対象になっております三つの者に比べますと、何といひますか拘束が弱かった、したがって、そこで一つの線引きのめどにしたというのが援護法の考え方でございます。

○大原委員 そうでなければ、医療従事者だつて命令を受けて出ない人もおるわけですから、しかし、それは普通の人でも命令を受けて出ないとい

うことは非国民としてやられたわけだから、そういうことはいわねえわけなんです。ただし、今のように入江大の学生をやるときに、これをやるべきだと言つて私はみんなやめた。そうだけれども、それと一緒に、その人たちの拘束以上に拘束を受けておつたのが大工さんとか左官さんとかいう人で、登録されて、いつでも命令一下出ていくようになつていたわけですから、それで防空法には罰則もあるわけですから、あなたが言うことは理屈にならないのです。だから、もし技能者とか特別の仕事の領域の者で、医者とかあるいは警防団とかあるいは医学生、待機する医療従事者とか、そういう者と一緒に考えた場合には、大工さん、左官さんというものは空襲が激化されるに従つてすぐ動員されたわけなんです。真つ先に動員されて復旧に当たつたわけなんです。ですから、これは昔の話を復た子を起こすなという話もあるかと思うが、しかし、これは当時議論をされたままにして残っている問題であります。しかし、法のもとにおける平等ということは非常に重要な問題であります。

そこで、順次質問をしまし、附帯決議の各項目について申し上げれば、まだたくさんあるわけでありまして、私が結論的に一つお聞きしたいのは、現在、特別権力関係論というところで、国とあるいは自治体との間において特別の権力身分関係、命令服従の関係があつた者については、国家補償の精神において援護法をつくる、あるいは恩給法を復活する、そういうことをしてきたわけなんです。そこで、そういう網から漏れた原爆の被害者その他につきましては、そういう関係は私が歴史的に申し上げたところでありまして、原爆の問題については国際法違反という問題があります。対米請求権は放棄したわけですから、日本の政府に責任があるという一つの考え方があります。もう一つは、本土決戦の段階においては戦闘員と非戦闘員の差はない、それが本土決戦の特色であつて、沖縄の実態がそのことを示しておるし、実際の法律の適用になつておるという問題があるわけなんです。全体といたしましてはそういう問題が

あるわけでありまして、その中で大久野島の毒ガスの問題を私は取り上げまして、ただし現行援護法は適用になる、こういう網はかかつておるわけですが、実際上の認識あるいは政策というものはつきり違法行政、法律に基づく行政にはなつていないわけなんです。

そういうことのはかに、もう一つ問題が残つてゐるのは、大臣も頭に入れておいていただきたいのは、ソビエトの抑留者の問題があるわけでありまして、このソビエトの抑留者の問題は、非戦闘員とか戦後とかという条件の中で、ソビエトの軍に逮捕されて強制的に連れていかれた、そして働かされた、こういう問題も含めておるわけなんです。国際法上俘虜として措置できる人もおるわけなんです。

特に問題は、当時私は現場を見ておりましたが、山田関東軍司令官、恐らく大将でありましたか、この人は、負けましたときに、丸腰になりました、將軍連中と一緒に、一般の中国、旧満州のこういう国民の前を行列をつくつて、ソビエトに抑留をされていったというのを知つてゐる。軍人というものは捕虜になつてはいけないうえ、戦陣訓なんかありまして、そういうことはいけないうえ、大將以下全部がぞろぞろとあつたやうに並んで行つてゐる、そして、旧満州の一般の開拓民その他は非常に混乱の中で犠牲に遭つた、こういう側面もあるわけでありまして、しかし、それにいたしましても、そのときに、軍が解散しておりましたから員数が足りない、関東軍の名簿の数と実際の軍人の数が足りないわけなんです。そこで日本人狩りというのがあつたわけなんです。日本人で男であれば連れていったわけなんです。その中には軍人ではない人も入つておるわけなんです。しかしながら、これは言うなれば戦闘の継続としてやつたのでありますから、それだけでなくさん死んだわけでありまして、凍傷にかかったり、栄養不良で死んだり、慣れないために一杯飲み過ぎて死んだ人もおるわけなんです。そういう実態があるわけなんです。これらの問題は、国としては、戦争の延長として、考え

て、國際法違反の問題はその問題として処理する
としまして、やはり後始末はしなければならな
い。

それから、外国の、日本政府の植民地政策の皇
民化運動の中で、日本の皇民になつて徴兵制度ま
でやつた人が、戦争後帰つていったということも
あるわけですから、そういう問題は、私は政治
的に考へて、金額の多寡、金の多い少ないといふ
よりも、國としては、國家補償の援護としてやは
り大局から考へて処理をしなければ、法の平等と
いうことにならないのではないかと。一方は、何と
いつても、社會保障が前進をしていなかったから
特別の措置をとつたという側面もあるわけです
から、これがだんだんと前進をすれば、言うなら
ば、お互ひの必要な國家補償が憲法二十五条で保
障される体制になれば、權利として、人間として
そういうものが保障されることになるわけですか
ら、そういう側面から私は全体を考へるのです
が、そういう重要な問題も残されておるといふ点
を、大臣は、援護法の審議を通じて了解をし
ていただきたいといふふうに私は思ひます。私が
申し上げたことにつきまして、大臣の所見を
伺いたいと思ひます。

○渡部國務大臣 戦時下に行われたいろいろな問
題、今の先生のお話しを聞いて、詳細な、そして
正確な博識に舌を巻いて、非常に参考になりました
。「一億玉碎」とか「本土決戦」とかという言
葉、私も小さな子供の時代に聞いておつたのであ
りますが、そういうことが實際どんなに大きな問
題を起し、また人間性を抹殺し、また後々に大
きな問題を残しているかといふことの実態、その
重要性、私も痛感いたしました。また、先生か
ら先ほどお話しがありましたように、大臣がかわ
ればということですが、この国会で御指摘
を受け、また国会で定められたことに對して、い
かなる政府といふともこれを尊重していかなくれ
ばならないことは當然であり、まして、同じ政
党がつくる内閣であれば、それらを尊重しなければ
ならない責任といふものはなお重いのでございま

すから、いまだ戦後は終わらない、いろいろの問
題が残つておるといふことをきよの先生の御指
摘によつて私も痛感いたしましたので、乏しい財
政、限られた厳しい条件、また行政上のいろいろ
の制約がありますが、そういう中で、先生の趣旨
が少しでも生かされるように今後努力してまい
りたいと思ひます。

○大原委員 最後は一問だけ質問したいので
すが、いよいよ社會保障の來年度の予算編成もこ
れから本番に入るわけでありまして、しばしば厚生
大臣も、來年度は本年のようなことは繰返さな
いといふ決意表明をされておられるわけであり
ます。これは來年度はマインス・シリングが概算要求基
準かは別にしまして、非常に厳しい状況であるとい
ふふうに思われるわけですが、しかし必要なもの
は計上する。何でもかんでも一律に國の負担をカ
ットしたとして、例えば保険料の負担ならばい
いといふような、これは保険料の負担しようが國
が負担しようが負担をする國民の立場は同じであ
りますから、そういうつまらぬ單細胞的な行政改
革の考へ方は間違ひであります。ですから、高齢化
あるいは國際化、あるいは情報化、あるいは技術
革新とか言われているこれからの十年、二十年は
非常に激動するときですから、そのときに國民の
連帯を壊さないような、それは民主主義の基本で
すから、弱肉強食のそういう修羅場にしてはいか
ぬわけですから、その連帯を保持するといふことが國
の安全を保持することです。

ヨーロッパでも一〇%内外の失業者があるとい
うのに社會的に一定の安定度を保つておるとい
うのは、社會保障があるからであります。先進國病
といふようなばかなことを一つ覚えのように言
うのがおるわけですが、それは機械的なばらまき
は困るけれども、必要なものについてはやるとい
ふことで、その質を選択してやる必要があると思
ひます。

來年度の予算編成に当たりまして、社會保障や
こういう援護に對する取り組みについて、大臣の
決意の御答弁を最後にお願ひいたしましたので、私の

質問を終わります。

○渡部國務大臣 今、六十年度の予算については
これをまとめるための作業が鋭意続けられておる
ところであります。したがつて、まだ結論的なこ
とは何も申し上げられない状態でございしますが、
私は、社會保障の予算といふものを一つ一つ今検
討しておるところであります。これらの予算の
ほとんどは行政改革である、金がないとい
ふことだけで削つてしまつたり、またことしは金
がないから見送るといふようなこと、五年でやる
ものを十年に延ばすといふようなことができない
ものが非常に多いのでございします。したがつて、
現在の社會保障の水準といふものを落とさないた
めには、マインス・シリングといふような枠を一
方的に押しつけられても、予算を編成することは
極めて困難な状態でございします。しかし、私ども
は「増税なき財政再建」といふ國全体の國民的合
意による方向といふものは決めておりまして、私
もその内閣の一員でございします。そうした枠
の中におのずから限界はあります。しかし、大蔵
當局等も年金、諸手当等の問題で社會福祉の予算
は一律にマインス・シリングといふようなわけに
はいかない内容が非常にあるといふことは御理解
をいたしておりますので、私は、与えられた政
府のフレームの中で、しかし社會保障といふもの
の予算は一日とも欠かせない國民の生存、生活に
かかつておるものであるといふ決意の中で、皆さ
ん方の要望にこたえるために全力を尽くして努力
してまいりたいと思ひます。

○大原委員 終わります。

○有馬委員 森本晃司君。

○森本委員 まず最初に、大臣にお伺ひしたいわ
けでございします。

戦後既に、三十九年の歳月が流れてまいりまし
た。しかし、いまだ戦後処理がなされたとはいへ
ない状況が数多くあるのではないだろうか、しか
もこれからまだだといふふうに私たちは思つて
おるわけですが、戦争が巻き起こしたものはい
かに悲惨であつたか、またその戦争によつていか

に多大な損害をこうむり、後々までもそれに対
する償いをしていかなければならないかといふこと
を我々は今痛感しておる次第でございします。

大臣が就任されて以来、二十一世紀を展望して
といふことを絶えず言ひ続けてこられましたし、
二十一世紀を展望しての福利、福祉といふものを
大臣はお考へになつておられると思ひますが、私
は、今まだ数多く残つておる戦後処理、例えばサ
ハリン・残留朝鮮人の祖国への帰還問題、あるいは
台湾人補償問題、シベリア抑留者の問題を初めと
し、国内にも数多くの問題が残つておりますが、
こういった問題を考へて、まず最初に、厚生大臣
の戦争に對する考へ方、平和観といふものをお伺
ひしたいと思ひます。

○渡部國務大臣 先生御指摘のように、既に戦後
四十年近く経過したのでございします。戦争がも
たらした人間性を抹殺するまことにむごたらしい
惨禍といふものの傷跡は、今なお生々しく残つて
おるのでございします。私は、こういった問題に當
面するたびに、人類の歴史の中では二度と起こし
てはならないといふことを肝に銘じております。

○森本委員 大臣の二度と繰返してはならない
といふ戦争に對する考へ方でありまして、我が國
の平和憲法を守つて、私もどこまでも平和を念願
するものでございします。と申し上げますのは、私
事で恐縮でございしますが、私自身二歳のときに
やじを戦争で亡くしまして、母親の手一つで育て
られてまいりました。小さいときから戦争の悲惨
さ、また私たちを育てるために母親が随分苦勞し
てまいりましただけに、私も遺族であり遺児であ
り、そしてそこからきたさらに平和への願ひを持
つておりますだけに、こういった問題については
私も多大の関心を持ち、そして戦争を繰返して
はならないといふふうに思つておる次第でござい
ますが、軍備拡大路線とともに、逆に今度は、そ
ういった財政調整のためといふことで福祉が切り
捨てられようと思つております。しかし、國が起
こした戦争でございします、とうとい命を失つたも

のでございますので、例え財政調整がいかにいまして、この問題だけはやるべきことはきちっと最後までやり通すのだ。特にこの援護法の問題についてはなすべきことをなしていくことによつて次の平和があらわれてくるものでありますし、それが平和への大原則であるこのように私は思っておりますが、財政調整の中にあつて、大臣のこの援護に対する考え方を伺ひたいと思ひます。

○渡部国務大臣 申すまでもありませんが、援護政策は国の果たさなければならぬ大きな責任でございますから、財政上の厳しい制約の中でもやるべきことはやつていかなければならないと思つております。

○森本委員 今日まで、援護局の関係者の皆さんを初めてと多くの方がこういふ問題に一生懸命取り組んで下さつた、このことに對して私は心から感謝するものでございます。というのも、先ほど申し上げましたように、私自身が遺族として援護局あるいは恩給局のいろいろな御支援があつたならばこそ、今日まで育てていただいたわけでございます。関係者各位に心から感謝申し上げますとともに、どうかこういふた施策が財政調整のために決して後退するようなことのないように、心からお願ひ申し上げる次第でございます。

ところで、また私事に返りまして恐縮なのですが、私のおやじは海で亡くなりまして、母親から聞きますと我が家には何か紙に入つたものがちよろつと返つてきただけだということで、遺骨が一体どこにあるか、死んだところも、一応通知書には書いてありますけれども決してそれは定かではございません。恐らく太平洋が日本海かのどこかに、いまだおやじの遺骨がそのまゝになつてゐるんだと思はれるわけです。

先般、ある週刊誌等々を見ておりました、私も非常に愕然とし、腹立たしく思つたわけでございますけれども、ある諸島の方で観光地になつてしまつて、そして、女性ダイバーが遺骨を持つて、

にこつと笑つて記念撮影をしているというふうなグラビアが掲載されたことがございます。恐らく、その海で沈んだ人の家族の人たちがこの写真を見たならば、私のみならず、非常に遺憾に思ひ、心の休まらない思いであらうと私は思つておられます。

その中で、最近いろいろ引き揚げ等々が行われておりますが、まずあの戦争のときに一体どれほどの船が沈没して、一体何人ぐらゐの遺体がこの海の中にあるのかということをお尋ね申し上げたいと思ひます。

○入江政府委員 海没した船は三千をちよつと上回るというふうに承知しております。それで、海没遺骨でございますけれども、約三十万柱ということでございます。

○森本委員 本場に数多くのとうとい命が今も海の中に沈んでおるわけでございます。また、それによつて遺族の方も非常につらい思いをしていらっしゃるに違ひないと思ひます。

遺骨収集あるいは慰霊巡行等について今行われておりますが、五十九年度はどのような方向でなされるのかということをお伺ひしたいと思ひます。

○入江政府委員 五十九年度の慰霊事業でございますけれども、最初に遺骨収集について申し上げますと、マリアナ・トラックス諸島——トラックス諸島は現在実施中でございますけれども、そのほかフィリピン、ソロモン諸島、沖縄、硫黄島の五地域を予定しております。硫黄島につきましてもさきに第一回の遺骨収集は終わつております。

次に、慰霊巡行でございますけれども、中国、フィリピン、北ボルネオ、東部ニューギニア、トラックス・パラオ諸島の五地域でございます。このうち北ボルネオについては既に実施済みでございます。

三番目に慰霊碑の建立でございますが、本年度は西太平洋地域、具体的にはパラオ諸島のペリリュー島を予定しております。

○森本委員 そこで、先日私が見た週刊誌のグラビアで心痛む思いをしたわけでございますが、幸

いに、トラックス環礁の旧海軍船艦からの遺体の引き揚げのニュースを、つい先日私もテレビを通じて見て、ほつとしたような思いでございます。このトラックス環礁内の沈没船の遺骨収集について先般から行われて、まだ収集団はお帰りになつておられないようでございますが、現在のところどんな状況なのか、またこれからどのようにされるかということをお尋ねしたいと思ひます。

○入江政府委員 トラックス環礁におきまして遺骨収集でございますけれども、去る七月一日にこちらを出発しまして、あちらに着きましたから準備その他を行ひまして、五日から収骨作業を行つておるわけでございます。予定しております船は五隻ございまして、現在のところ、花川丸、清澄丸、駆潜艇第二十九号については終了しまして、現在愛国丸、愛国丸に一番御遺骨が多いということでございます。

今日現在で二百七十七柱の遺骨を収骨したという報告を受けております。この作業は二十八日まで続けます。焼葬追悼式を行ひまして、八月一日にはこちらに帰つてくるという予定になっております。

○森本委員 つい先日の六日の新聞では十七柱でございますが、今伺ひまして二百七十七柱が既に収集していただいたということ、これは私は関係各位の皆さんに心からお礼を申し上げます。また、それが遺族の気持ちではないだろうかと思ひます。大変費用のかかる問題で、また時間もかかる問題、それから深い海峡等々にありますとかなかなか捜査が困難な状況下にあります。こうしてやつていただくと二百七十七柱が揚がりますので、またお帰りのために随分の柱が揚がるのじやないかと思ひますので、どうか関係各位にお礼を申し上げていただきたいに、さらなる御尽力を賜りたいと思ひます。

まだ出発はされておませんが、泰東丸が、来月現地調査に、これも決定したというふうに向つておりますが、この泰東丸の現地調査の計画についてお知らせいただきたいと思ひます。

○入江政府委員 泰東丸は、終戦直後樺太から引き揚げてくる船でございますが、これが八月二十二日、北海道の留萌沖、もう海岸を目前にして国籍不明の潜水艦に要するに攻撃されて沈没したわけでございます。その後その所在を求めておつたわけでございますが、昨年暮れに財団法人の樺太連盟が潜つて調査いたしました。泰東丸とおぼしき船を見つけたわけでございます。その後、私も、それが泰東丸であるかどうかという確認作業をしてまいりました。

具体的に申しますと、この泰東丸は戦時標準船といひまして、同じ型の船が四百十八隻ばかりあるわけでございますが、その一つ一つの船がどこで沈んだかということをつつとつぶしていきまして、結局、留萌沖で沈んだのはこの船であらうという非常に高い確度の推定ができましたので、今回、遺骨があるかどうか、その可能性について実際に潜つて調査をするということにいたしました。

八月四日から九日まで六日間、実際に潜りまして、遺骨の有無について調査をしたいと考えております。

○森本委員 ありがたいでございます。さらなる御尽力をお願いしたいと思ひますとともに、そういつた霊が安らかならんことを私は念願いたしまして、遺骨収集の作業に、より一層の援護をしていただきたいことをお願い申し上げます。

ところで、次に中国の残留孤児の問題でございますが、本年も中国残留孤児の訪日調査が行われまして、肉親とめぐり合うことがございました。私もテレビを見ておりました非常に涙するところが数多くございました。また、戸籍上では既にもう亡くなつてゐる人が実は生きていたという問題等々がございます。私もばかばかしいでございますが、ひょつとしたら私のおやじもまだどこかで生きているのじやないかというふうと思つたりしましたが、あのテレビを見ておりました、これから大変な生活に入つていくけれども、本当に肉親と会えた人の喜びというのは涙するものが

あった、こう思っておる次第でございます。

そこで、現在、政府が掌握しておられます中国の残留孤児は、広い大陸でございまして、すべてきちっとわかるというわけにはまいりませんけれども、会えたのはこの間もわずかでございまして、まだあとどれほどおられるというふうな推測していただいているのでしょうか。

○入江政府委員 六月三十日現在で、厚生省が肉親を捜してほしいと依頼を受けております孤児の数は千五百四十六名ということになっております。

○森本委員 五十五年から訪日調査が開始されました、身元が判明した方々がおられるけれども、あと千五百四十六名、あるいは場合によっては……

○入江政府委員 ちょっと御説明が不十分で申しわけございません。これまで六月三十日現在で、捜してほしいという孤児は千五百四十六名おりまして、これまで訪日調査あるいは過去に、過去にといいますが、これまでそのほかにもマスコミによる公開調査なんかもやっておりますし、また私どもの手持ち調査による個別の肉親捜しもやっておりますわけですが、そういうものもろろの調査の結果、その千五百四十六名のうち七百四十二名の孤児の身元が判明しております、現在親を捜しておる孤児の数は、したがって差し引き八百四十四名ということになっております。

○森本委員 約八百名の方がまだ捜していらつしやるという御回答でございます。孤児の方の喜びと同時に、まだ八百名の方がいらつしやるということになりますと、これは政府が一日も早くこういった方々のこうした問題の解決を図っていかなければならぬと思うのです。一日も早くと申し上げますのは、やはりだんだんそういった孤児が高齢化し、また日本の里にいる御両親も高齢化していくからです。今回の訪日調査の場合にも、やと身元がわかったけれども、両親は死んでいなかったという一つの高齢化の問題もございまして、私は強力にこの訪日調査を促進すべきであ

る、このように考えているわけでございます。

前回のときは半数の方が見つかった、半数の方が見つからずにお帰りになりました。机に涙して倒れておられる姿もテレビで拝見しまして、一日も早く見つかるように思ったものでございましてけれども、今回の場合、半数近くがわからなかったというの、いろいろ事情が重なったのではないかと思います、一つは地域的な問題、もう一つは調査が始まってどうか、二月十一日に決定して、そして名簿が作成されたのが二月十七日で、それから来日までに一週間しかなかったという非常に短い期間であった、調査期間が非常に短かったというふうな点もございまして、先ほど申し上げました高齢化という点もございまして、この訪日調査について、今日までの取り組みについてどの状況と、五十九年度の取り組みについてどのように考えておられるか、お伺いしたいと思うのです。

○入江政府委員 中国残留孤児の肉親調査でございますが、御指摘のように関係親族が非常に年をとってまいりまして、一刻を争うという状況になってきていますわけでございますが、一方、調査をする側から申しますと、余り多数の孤児が一度に訪日しても、結局調査する場合にはマスコミにまた非常に依存せざるを得ないということになります。それで、効果的な調査というの、やはりある程度の適正数というのがあるのじゃないかと思っております。一方、できるだけ早くという要請もございまして、これまで五回の訪日調査で、二百六十二名が日本に参りまして六百六十三名が見つかったわけですが、しかもこれまでは毎年度一回ずつというところでやってきましたわけでございますけれども、昨年度初めて二回やったわけです。したがって、五十九年度はさらにそれを促進するという意味で、現在のところ百八十名を五十九年度に調査したいというふうに考えて準備を進めております。

○森本委員 五十九年度で百八十名でございまして、昨年の百十名ぐらいのペースで進んでいきます。

すと大体七年間ぐらいい、あと八百名の方を捜すのに七年間ぐらいいになりますし、五十九年度の百八十人ぐらいいでまいりましてもやはり五年はかかるわけでございますね。特に高齢化という問題等々を考えてまいりますと、いろいろなマスコミを通じての受け入れ状況の問題もございまして、このペースをもう少し速く上げていかないとまずまず判明しにくくなってくるのではないだろうか、このように思っております。

それからもう一つは、非常に判明しにくかった点というの、事前調査が十分でなかったのではないだろうかというふうに思われるわけですが、例えば内地へ行つて調査をする、あるいはその方々が中国から日本へ来られるまでの間に、先ほど申しましたように早く名簿等々がわかつて、それぞれの地方の関係者に事前に通知があったり事前調査といったものがあればよりスムーズにいくのではないだろうか、私はこのように考えるわけでございますが、幸いに、中国との間に口上書も交わされたことでございまして、今までは計画を立てることはできなかったわけでございますが、これからは計画を立てて事前調査というの、できるのじゃないかと私は思います。この事前調査の点についてどのようにならるかお尋ねしたいことと、それから、きょうは外務省をお呼びしておりますので、これは中国との関係もございましてなかなかスムーズにいかないようでございますが、向こうにおられる方の生活をビデオに撮って内地で放送するというのが非常に効果的だという話が数多くございまして、国際上の問題もあって難しいかも知れませんが、このビデオによる内地での放送等々、こういった問題についてお答えいただければと思います。

○入江政府委員 最初に事前調査の点について申し上げますが、事前調査といふのは、私ども、終戦のときに十三歳未満の未帰還者、当時帰つてこなかった方あるいは戦時死亡宣告を受けた方、要するに中国残留孤児に該当すると思われる

方、三千名の名簿を持っております。その方々について、当時どういった離別の状況だったかというような再チェックをやりたいということで今進めております。また、そのほかに、昨年三月には肉親を捜しております孤児の顔写真でありますとか、どういった状況であったかという肉親捜しの手がかりになるような肉親データをとりました。そして、市町村に配って置いてございまして、そういうものも調査の上ではかなり効果を上げています。そういう意味では事前調査になるのではないかと思います。

もう一つ、本来の訪日調査につきましては、今お話ししましたように口上書で一応レベルに乗ったということでございまして、これから前広に来日予定が立つということになると、マスコミもあらかじめとおけるといふことになりまして時間もとれるかもしれませんし、そういう意味では効果は期待できるのではないかと考えております。

最後にお話ししましたビデオでございますが、私もこれを促進するために、中国にこちらの職員を派遣しまして、現実に孤児に会っている事柄にデータを集める、あるいはビデオを撮つてくるというふうなことも考えておるわけでございます。また、あちらの国内にビデオを持ち込むということについてはいろいろ問題があるというところで、当面、訪日調査に重点を置くということをやっておりますが、ビデオを撮るといふこと、逆にあちらに行つての訪中調査というふうなものについても、粘り強くあちら側の了解を得られるように努力したいと考えております。

○森本委員 ビデオの件につきましては、厚生省援護局の方で直接どうこうできる問題ではございませんが、非常にわかりやすい方法としてはそれがあつたんじゃないかと思つたので、これからの外交上の問題だけでも、それで日中友好を傷つけてしまふと何の意味もございせんし、また今日までいろいろ中国の家族の方の御協力をい

ただいておりますので、その点については十分配慮しなければなりません、どうかそういった要望もさらに強くしていただけて、日中の中にそういうものを盛り上げていただければというふうに思っております。

それから、肉親が判明しなかった方々、孤児はその後中国へお帰りになつたようでございますが、そういった方々についてどのような配慮がなされているのか。また継続的な調査が必要であると思ひますし、またそれをしていただいていると思ひますけれども、その状況をお伺ひしたい。里親制度、それから身元引受人制度というのが今考へられておるようでございますが、その点についてお伺ひしたいと思います。

○入江政府委員 こちらに一番参りまして肉親が見つかつた方が向こうへ帰つて、それで調査が終つたということではございませんで、引き続き調査をやるわけでございまして、先ほどこれまで肉親が見つかつた孤児が七百四十二名と申しましたが、その中には、訪日調査のときにはむなしく帰つたけれども、その後の調査で見つかったという方も何名が含まれておるわけでござい

す。そのほか、肉親が見つからない孤児の方で、母国日本にどうしても帰りたいと非常に熱望される方もおられます。そういう方で、向こうの養父母の方と円満にお話し合いがつきますれば、こちらに来ていただくということで、当初は政府が引受人になりましてこちらへ来ていただいて、それでこちらで面倒を見ていただく里親といひますが、そういうものを政府があつせんというふうな方法をとりたいたひと、それも口上書、先ほど申し上げました中国との取り決めの中に入つておきまして、具体的にどういうふうにするかというところを現在協議中という状況になつております。

○森本委員 里親制度等々についてもこれから……

○入江政府委員 里親制度をどうするかというのは、我が国内の問題でございしますので、そういう

未判明孤児が訪日を希望する者について、先ほど申し上げましたように向こうの養父母との関係がございまして、新たな家庭分離という問題は避けなければいけません。したがって、そういう問題が円満に解決した後に、未判明孤児が日本に来るということについては中国側も了解しておきまして、どういう手続で訪日させるかという具体的な手続を、現在向こうと協議中ということでございます。

○森本委員 関係者の皆さんの御努力で、数多くの中国孤児が日本へお帰りになつて、今生活を始められております。特に言語の障害が多かつたわけでございますが、かつては日本語の辞書とカセットテープだけ送つて、そういう人々たちを生活になじませようとしておりましたけれども、その後いろいろ御努力いただきまして、せんだつて定着センターで初の修了式が行われまして、一期生で御家族十八人の方々がそのセンターを修了して旅立ちをされたわけでございまして。こういった人々たち、まだわずかの期間でございまして、その後どうしていらつしやるかということはわかりませんでしようか。

○入江政府委員 第一期生が卒業しましたのは五月末でございまして、その卒業されたときに私どもの方に見えまして、いろいろと懇談したわけでございまして。確かにおっしゃる通りに、生まれてから四十年日本語の世界を知らないわけでござい

ますので、センターで四ヵ月集中して、なかなか難しいわけでございまして。特に、孤児の方々にもいろいろの方がございまして、孤児の方々の学歴、素養といひますが、あるいはまた年齢というものが非常に影響しまして、子供さんなんかは非常に早いけれども、やはり四十過ぎた方は非常に遅いというふうなことがございまして。けれども、基礎的な生活能力といひますが、あるいは日本の基本的な生活習慣といひものは理解していただいたと考へておりまして、その後のフォロー、アフターケアといひものを当然やるつもりでおりますが、まだ何分修了し

てから二ヵ月でございしますので、第一期生についてその後どういふ生活をしているかというところは現在のところ承知しておりません。

○森本委員 旅立つていかれた方々の状況を見て、日中孤児問題連絡協会のある理事さんがおっしゃつておられるわけですが、この種のセンターがここだけというのは、中国孤児問題に対応できないのは明白である、それに入所期間四ヵ月といふのも短過ぎるのではないだろうか、せめて半年か一年にしてみなければという、今日まで日中の孤児問題にずっと取り組んでこられた方の御意見でございます。どうですか、今の研修センターの内容と、その人々が旅立つた後に大事なことは、自立・定着できるというものが非常に大事な問題ですが、今のこの研修センターの状況で十分だとお考へなんでしょうか。内容的な問題も含めてお答え願ひしたいと思います。

○入江政府委員 四ヵ月で十分かどうか、もっと長い方がいんじやないかという御意見、確かに私も聞いております。これはいろいろ考へようだと思つてございすけれども、この四ヵ月の私どもの研修といひますのは、言語もござい

ますが、そのほか生活習慣、それと社会体制が違ふということが非常に大きなネックになつておるわけでございす。今お話しした方々の自立心といひますが、そういうものに欠ける方が多い。したがって、そういう生活習慣になつていただくといふことと同時に、日本の体制といひますのは、この研修センターで努力するほど報われるんだといふことを知つていただくように努力しておるわけですが。

苦勞していただくというのが、表現は悪うございすけれども、そこで現実になじんでいただく、地域社会の方となじんでいただくということがい

いのじやないかと私も考へております。○森本委員 センターに入られた方々のことはいろいろと報道されておきまして、私も、そのセンターの関係者の方々、一生懸命いいカリキュラムを組んでやつてくださつておるなというところは実感いたしますし、授業はびつしり日本語だけの生活で早くなれるようにしてくださったこと、あるいは通過地点にセンター教員がおられて一つづつ教えていかれること、あるいは先ほど御回答があら

りましたように、わからないところへ置いて、そこで本人が道を聞いて行くといふことで、日本の生活に慣れるようにしてくださったことは非常にいいことであり、今後もしやつていただきたいと思つておるわけでございす。そういうことに對しては、その研修を受けられた皆さんの感想としては非常に喜んでおられるわけでござい

す。ところが、いざ今度は社会に出るという形になつてまいりました。そこにおける所感はどういふことがございすか。「日本へ来た時は、みんな一生懸命やろうと思つてゐるんです。ところが、職安へ行くと、言葉がわからないと無理です。」なんて言われる。受け入れ企業に補助金を出さないで、スムーズに働く場がみつかるようにしないと、いけません。この中国問題にどう取り組んでおられるのか。きょう、この関係の方お見えいただいてお

りますか。これはそういう声もあるわけでございす。

だということでございます。その辺の考え方、突然でございますが、職安あるいは労働省、援護局長でも結構でございます。

○入江政府委員 労働省の方はおられませんか、私から知っている限りお答えいたします。

四カ月の研修が終わりまして、地域社会に帰りましてから、要するに職業訓練校に行つて職業訓練を受ける、その後職業をあっせんするというのは、労働省の方があれをしてやっていたらいいわけでございます。

○森本委員 厚生省と労働省でこれからよく連携をとっていただきまして、そういった方々の就職問題に不安がないように、それからまた同時に、追跡調査等々を行つていただいて、本日に日本の社会に溶け込み、なじんでいけるようにしていただきたいと思ひます。

また、通学という点が、孤児の皆さんの中には、社会に帰つて、そして夜間中学でもあれば学びたいんだという御意見も非常に多いわけでございます。ところが、センターが修了してしまひますと各地へ散つてしまひ、中には、学校は当然のこと、地域社会とか離れたところへ住まなければならぬ。そういう意味から、一たん社会へお帰りになった方の中に、もう少しセンターにおりたかつたというふうな感想を述べておられる方もあるように伺うわけでございます。そういった観点から、これも文部省との関係もございしますが、通学という問題について、夜間中学とかそういった部門も援護局として考えていかなければならぬのじゃないだろうかと思ひわけでございます。が、考え方を伺ひたいと思ひます。

○入江政府委員 今の問題は文部省の関係になりますので、文部省の御協力を得なければいけないと思ひわけでございますが、地域によつてはそういう指定校みたいなのがございまして、通つておるところもあるというふうに承知しております。が、今後、文部省といういろいろ相談しながらできるだけのことはやりたいというふうに考えます。

○森本委員 我が奈良県には夜間中学がございまして、そういう意味では非常に悩んでおら

れるのではないだろうかと思ひわけでございます。同様に、全国に散らばつた、またことしは百八十人の調査をしていただくのですから、これからどんどんふえていく。願わくは、残つておられる八百人がすべてというところで望むのは人の常でございますが、そういった方々がどうか日本の社会に定着して——これは我が国が起こした戦争の後処理の大事な問題でございますし、その人たちは決して甘える気持ちには持つておられないと思ひますので、どうか十分な御配慮をしていただきたいと思ひます。日本にせつかく帰つてきたけれども、家族が、言語等々の問題があつて、また狭い家の住宅問題があつて、悲惨な事件を起こした例もございします。どうか、この中国孤児問題については、今後、援護局の皆さんのさらなる御尽力をお願い申し上げ次第でございます。

最初に私事からお話を申し上げさせていただきますが、どうか大臣、戦後処理は決して終わつていないわけではございません。中国孤児の個々の叫びも聞いていただきたいと思ひますし、遺児の声もまた遺族の声も聞いていただきたいと思ひますし、シベリアに抑留された人々、あるいはまた国際的にはサハリンの問題、台湾の問題等々がございします。どうか大臣のさらなる御決意をお願いいたします。最後に大臣に一言伺ひたいします。

○渡部国務大臣 森本先生みずから、あの悲惨な戦争で親を失つた遺児という、貴重なしかも大変な苦勞をなさつた体験の中で、戦後処理の問題、また中国に残された残留孤児の問題、また、今日本に帰つてきてからもこれから厳しい生活をしていかなければならぬ、これらの問題に、大変温かい思いやりのお言葉を賜つて、私も非常に感銘をいたしております。

貴重な御意見、また、私も今後援護局の政策を進めていく上で大変参考になる御意見等ももちょうだいいたしましたので、この御意見を十分に生かして、戦後処理をより積極的に進めるように努めてまいりたいと思ひます。

○森本委員 質問を終わります。

○有馬委員長 塚田延充君。

○塚田委員 ただいま森本委員が、中国残留孤児につきまして大変的確な質問をなされ、また、それに對しまして厚生省の方も大変前向きに御答弁された様子でございます。私としても納得したところでございしますけれども、事がございしますので、私自身もこの問題に絞つて、かなり重複する面があるかと思ひますが、厚生大臣及び厚生省の御見解を賜りたいと思つております。中国残留孤児の問題に関する日中間の協議につきまして、本年三月十七日に、北京において、中国外交部と我が国が中国大使館の間で口上書の交換が行われたわけでございます。

その内容には、肉親の判明しない孤児の永住帰国の受け入れという新たな新しい項目を含んで、これは本当によかつたなと思つていられるわけでございますが、一方関係者が有効な方法として強く要望しております現地における事前調査の実施につきましては、中国側から協力についてはつきりした約束を取りつけないで、できなかったという事など、まだまだ多くの問題を積み残したままになつていけるのじゃないかと思はれるわけでございます。

孤児対策の今後の件につきましてはこれから御質問申し上げるといたしまして、この中国残留孤児対策、すなわち肉親捜しの問題につきまして、政府としての基本姿勢についてまず大臣の考え方を伺ひたいと思ひます。

○渡部国務大臣 帰国孤児が早期に日本の地域社会に溶け込んで安定した社会生活が営まれるようにすること、これが一つの課題でございます。もう一つは、先ほどからお話のありましたように、いまだ八百人前後の帰国されてない残留孤児の皆さんが残つておるのでございしますから、しかも既に戦後四十年近い年月を経過し、時間的に急がなければならぬ問題でありますから、これらの肉親捜しについては、何しろ相手国のことでありますから、残念ながらこちらでいろいろな工

夫をしても何もかもこちらの思うとおりにいくというわけではございせんが、そういった外交上の難しい問題も踏まえながら、一日も早くすべての残留孤児の皆さん方に帰国していただくような努力を進めていく、この二つの点になると思ひます。

今、私がいろいろ心配しているのは、非常に歓迎ムード——また、この問題は民族的、国家的な問題として、みんなで協力していかなければならぬという温かいボランティア活動等に支えられておりますが、これは人間でありますから、特に日本人の場合熱しやすく冷めやすいというような性格等もありますので、帰国した孤児の皆さんが、母なる国、父なる国に帰つてきてよかつたというふうな幸せな生活を生きていくにつくり上げるために、これから努めてまいりたいと思ひます。

○塚田委員 この問題に對します厚生省の取り組み姿勢は、今大臣の御答弁もございしましたが、いろいろな点で私は御努力を高く評価するものでございしますが、その中の一つとして、本委員会において取り上げられ、なおかつ、援護局がすぐ行いますと言つたもので、肉親を捜し当てることのできなかつた孤児に對して、その公開調査を小冊子をつくつてやりましますよということを約束されてゐるはずでございます。これにつきましては、非常に迅速に小冊子をつくつて手を打たれたという事は御立派なことだと思つておりますが、その件につきましては都道府県を通じてやつていけるのですけれども、その活用をされた結果、何件ほど効果というかたえがでてきたといひましようか、または、小冊子の公開によつて調査が前向きに行われているような件もあらわれてきたとか、そういう実績について御報告をいただきたいと思ひます。

○入江政府委員 今お話しがありました肉親捜しをしておる孤児の中で、手がかりが得られない者七百三十二名につきまして、昨年三月に、顔写真とか、手がかりになるような、いつ、どこで別れ

たとか、私の父は何と言おうというようなことを盛り込んだ冊子をつくりまして、全国の都道府県、市町村に配布したわけでございます。

○入江政府委員 訪日調査で、あれは子じゃないかというふうな名の出る中には、確かにテレビを見て出てくる人間もおりますが、冊子でちょっと気にして、テレビで見ても確認したというふうな者もございいます。具体的に私どもが把握している数字で申し上げますと、この冊子を通じて約三十件について肉親ではないかという申し出がございまして、そのうちの十一件の方について孤児の身元が確認したという実績がございいます。

○塚田委員 この肉親捜しの調査を今後どのように促進していくのか、厚生省当局の具体策をお聞きしたいわけですが、その前提として、未帰還者名簿であるとか戦時死亡宣告者の名簿を洗い直す作業を都道府県を通じて実施して、基礎資料を整備する手はずとなっているはずでございますが、その進捗状況につきまして御報告いただきたいと思ひます。

○入江政府委員 現在調査票がございまして、今月二十日から調査を実施したいというふうに考えております。それは今お話しがありましたように、終戦時に十三歳未満の未帰還者、あるいは死亡宣告を受けた中で十三歳未満の方々は約三千名おるわけですが、そういう方々のデータが古くなっている、あるいは新しい情報を得られるかもしれないということで、当時の別れた状況等を都道府県を通じて調査するという事で、その調査票がございまして、二十日から調査に手をつけるということでございます。

○塚田委員 基礎資料を整備することにつきましては、調査票ができて今から実施するという事でございしますが、それを完了する目標、スケジュールなどはどのようにお考えになっておられるか。

○入江政府委員 従来からルーチンワークとしても随時やっておるわけですが、今回肉親捜しをさらに促進するという意味で改めて行なう

わけでございます。一応十月末をめどに調査を完了したいというふうに考えております。

○塚田委員 現地の事前調査を行うとか、孤児の来日前に十分な時間をかけて報道機関の協力を得ながら公開調査をするとか、また森本委員の御質問にもございましたように、現地の孤児の状況についてビデオなどで公開することは大変有効ではないかというふうなアイデアなどが提案されているわけですが、そのような件を含めまして、厚生省は、今までも増して、今後は徹底的に肉親捜しの効果を上げるために促進策を講じていくんじゃないかと私は確信しているわけでございます。前にも増すような徹底した促進策につきまして、その企画内容であるとか、または計画のスケジュール、例えば来日していただく調査するものが、新聞報道などによると、三つの班で年間百八十人とかいうようなことが伝えられておるけれども、実際に今のところどのような計画を立てておられるのか、今後の促進策につきまして厚生省のお考えを包括的に伺いたいと思ひます。

○入江政府委員 訪日調査はどの程度の規模がいいのかというのは非常に難しい問題でございますが、今まで五回やりましてのことによって二百六十二名が訪日しておるわけですが、そのうち昨年度二回で百十名来ているわけでございます。過去ににおいては五十名とか四十五名とか非常に少なかったわけでございます。五十八年度に百十名やったということがある意味では画期的なことであつたわけでございますが、時間の問題もございまして、そのうち百十名に達しないという状況でございます。五十九年度は百十名をさらに百八十名にするという事で、現在中国側と協議を行っているわけでございます。

したがって、今年度百八十名やった経験をにらみながら、一方、中国側から一年に百八十名送り出すという事は、向こうは向こうとして、日本人孤児であることの確認とかいろいろな手続があるようでございますので、向こうとしてどの程度が可能なのかということも相談しながら、でき

るだけその百八十名をさらにふやすということに努力していきたいというふうに考えます。

○塚田委員 御存じのとおり肉親の方が大変高齢化して、時間との競争だとも言われておりますので、相手さんのあることで非常に難しいことだとは思ひますけれども、訪日調査の数の消化と申しましようかこれをできるだけスピードアップされるように、今後とも外交ルートを通じて、できる限りの促進措置をおとりいただくようお願いしたいと思ひます。

次に、孤児の日本への帰国に伴いまして、日本社会への定着化対策が大変必要であり、また重要なわけでございます。これにつきましては、いわゆる定着促進センターを所沢に開設して政府なりには御努力されているわけですが、その定着促進センターでの現在の事業内容について、これでもいいと思つておられるのか。先ほど森本委員からも質問が出ましたけれども、期間を四カ月を六カ月にした方がいいというように御検討されているのか、さらにはセンター以外に何らかの措置を講じようとしておる企画なり御研究があるのかどうか、その辺の状況を御報告いただきたいと思ひます。

○入江政府委員 センターの研修内容を改善する考えはあるかということでございしますが、何分二月一日に発足したばかりでございます。今までに二十一世帯百八名が入ったわけ、そのうち八世帯三十七名が実社会に出ていったわけでございますけれども、私どもとしては、この四カ月間の研修というものは、言語教育だけじゃございませんで、実社会の生活に絡ませた言語教育、実社会の生活習慣を覚えながらの言語教育ということに考えております。これまでに出入人間が八世帯三十七名ということで、そういう方々が少なくとも一年くらいたつたときにどういふことかというふうな実績を踏まえながら、研修内容を見直すということが必要かと思ひますが、当面は今のままいきたい、今のままでもいいのじゃないかと

いうふうに考えておるわけです。

そのほか、センターをさらにつくることを考えておるかということでございしますが、現在のセンターは年間四カ月で三回転で百世帯入る容量を持つております。これまでの永住帰国者の実績を見ますと、大体年間百世帯の永住帰国者を予定して準備すればいいのじゃないかというふうに考えておりますが、これも将来訪日調査がふえた場合、どうなるかという問題もございしますので、将来の動向も踏まえながら考えていきたいというふうに考えます。

○塚田委員 その定着促進センターを退所した後の言葉どおりの定着化、日本社会への定着化対策としてどのような措置を講じておられるのか、また講じようとしておられるのか、お教えいただきたいと思ひます。

○入江政府委員 この四カ月を終わりましたけれども肉親のおられる地域社会へ行くわけですが、そこでは生活指導員という方がおられます。その生活指導員という方は中国語も話せるわけですが、そういう方が一年間、一週に一遍ずつ訪問しまして、いろいろ相談を受けたら助言をするというふうなことをやっております。

そのほか、地方公共団体にお願ひして、職業訓練なり職業あっせん、あるいは公営住宅への入居というふうなこともやつてもらつております。

そのほか、今度新たに中国残留孤児援護基金という財団法人が、主として募金を目的として昨年発足したわけでございますけれども、その新しい事業として、この十三日から生活相談室というのを設けて、残留孤児の方が困つたときに、具体的に金曜日を相談日に指定しまして、金曜日に電話を入れていただいて、生活指導員にそこに金曜日に行つていただいて相談を受けるという、新たな施策も発足したばかりでございます。

○塚田委員 孤児が肉親を捜し当て、また日本への永住ということを私たちとしてはできる限り促進していきたいわけですが、それと裏腹の

問題として、中国で大変世話をしてくださった養父母の扶養の問題というのが、日中間の大きな問題として横たわっていると指摘されているわけでございます。これらの問題の解決のために、今局長が言われた財団法人の中国残留孤児援護基金の活動を通じて、養父母の扶養に因りていろいろの手を打っておられるそうだけれども、その内容などについて御説明いただきたいと思ひます。

○入江政府委員 御指摘のように、残留孤児でございますが、向こうでとにかく四十年近くの間、中国の養父母に育てていただいたわけでございます。その養父母の方々の生活というのが、孤児が日本に帰国した後どうなるかというのは非常に重大な問題でございます。実はこの訪日調査が一時暗礁に乗り上げたというものが原因でございまして、向こうに残してきた養父母が、こちらへ一時帰国したままこちらに居座つてしまつて非常に困つたという問題がありまして、この問題について基本的なルールを確立しようじゃないかということで口上書がで上がったわけでございます。その口上書の一つの中身としまして、今お話ししたありました養父母の扶養問題というものが一つの大きな問題になつたわけでございますが、この三月十七日に締結されました口上書の中では、養父母等の扶養に因りまして、日本国に永住した孤児が中国に残る養父母に対し負担すべき扶養費の二分の一は日本政府が援助する、扶養費の額、支払い方法等については日中双方が別途協議するという項目が盛り込まれておりまして、要するに扶養費というのは本来は孤児と親、養父母との個人的な関係でございすけれども、日本に帰つてきて自分の生活も危ぶまれる孤児に対して負担させるのは非常に無理があるということとで、とにかく日本政府が二分の一負担する、あと残る二分の一は今お話ししたありました財団法人中国残留孤児援護基金が、民間の善意の寄附を集めて援助するということを考へておられるわけでございます。援護基金は昨年からのための募金を行つてきておられるわけです。

一方、その扶養費の払い込みの手続等についてこの援護基金に間に入つてもらうということ考へておられるわけですが、具体的に扶養費の額をどうするかとか支払いのルートをどうするかとかそういう事務的な面につきましては、現在こちらから案をこちらに投げかけまして、向こう側の返答を待っているというのが現状でございます。

○塚田委員 孤児の方々のほとんどは日本について過大な期待を持って来日され、しかしながら残念なこと、日本の社会に適應できない孤児もかなりのケースに上つておると聞いておりますけれども、来日される孤児に対して、来日前もしくは肉親を捜し当てて定住促進センターなどで研修を受けておる孤児の方々に對しまして、日本社会についてのしつかりした現状認識、それから心構え、こういうものを持たせる事前教育と言つておかしいのですけれども、情報提供もしくは研修が必要かと思ひますが、その辺についてどのような対策を講じているかと考へておられるのか、お願いいたします。

○入江政府委員 確かに今お話ししたように、言語等々もありますが、社会体制の違いというのは非常に大きな問題でございますので、訪日調査で来日する孤児の方が北京に集まつたときに、在北京の日本大使館で、日本の体制というのはこういう体制だ、要するに努力しなければだめなんですというような基本的なオリエンテーションをしまして、それで来ていただいているわけでございます。それで、こちらへ来られて肉親が見つかると、あるいは将来は肉親が見つかるとも、未判明孤児でも訪日できるようにいたしますけれども、センターに入つていただいたときには、センターでもそういう点を、意識を変えたいといふますか、日本を認識してもらつてということになります。重点を置いておられますし、先ほど申し上げました生活指導員の指導につきましても、そういう点は重点を置いて指導してもらつて都道府県を指導しているというふうな努力をしているわけでございます。

○塚田委員 孤児自身が認識をしつかり持つことは必要です。そういう意味では孤児自身の自助の社会全体、また日本人として考へてみた場合、帰国当初は非常に不便なものであります。このような歓迎をするわけでございますけれども、実際の肉親のもとに帰る、そうすると新しい土地においでつてほんとに取り残されてしまう。意外とまわりの日本人社会が、孤児の方々の言葉が不自由なせいであるとかもしくはそれ以外の考へ方がなじまないせいもあるのかもしねないけれども、結果的には地域社会に足が地について密着して言葉とおりの定着ができません。こういうことがあると聞いておるわけでございます。ということは、孤児側の理由と同時に、日本社会そのもの、日本人そのものにも問題があるかと思ひます。その辺を地域社会の方々に對してどのようにPRと申しませうか、または啓蒙指導するの、この辺の問題につきまして厚生大臣として、日本国民に呼びかけると申しまししょうか訴えと申しませうか、そういう観点からの御見解をお伺いいたしまして、私の質問を終わりたいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

○渡部国務大臣 今の先生の御指摘、大変重要な問題だと思ひます。私もこの職をお預かりして一番頭を痛めておるのでございますが、四十年という歳月は大変長いものでございます。したがって、今国民的な歓迎を受けて母なる国、父なる国に帰つてくるわけでございますが、これからの長い長い人生というものは、ただ一時的な感情によつて解決できるものでありません。やはり生きがいのある人生というものは、それぞれの地域や職場に必要な人間になつて、みずからの力によつて生活していくことが最も幸なものであります。四十年という長い空白を埋めて、この日本に帰国した皆さんが同化していくことは、孤児の皆さん方も努力していただかなければならぬし、これを迎え入れる周囲の人にも努力していただかなければならぬし、それも先生御心配の

ような、一時的な感傷でない、息の長い周囲の受け入れる気持ちというものが継続していかなければならぬのでございます。それから、帰国された孤児の皆さんが、これからの長い生涯を本心に日本に帰つてきてよかった、喜んでいただけるような生涯を見届けるまで、私もその責めを感じなければならぬと痛感しておりますし、同時に、国民の皆さん方にも幅広くこのことを理解していただかなければならぬと存じております。

○塚田委員 これをもつて私の質問を終わります。この件、ひとつよろしくお願ひいたします。

○有馬委員長 田中美智子君。

○田中（美）委員 お疲れでしようけれども、最後になりましたので質問させていただきます。

昨年の三月二十四日に、同僚の浦井洋議員が、トラック島で沈んだ船の問題で遺骨収集の問題を取り上げられました。早速政府の方でも遺骨収集に取り組まれたということ、これは大変評価したいと思ひます。この中の浦井先生に寄せられた手紙などを見ますと、遺骨が観光客のようしものにされるという、一つの商売道具のようにされていくという、本心に遺族にとつては耐えがたいことだと思ひます。政府が早速収集に取りかかつてくださったことを、遺族は大変に喜んでおります。しかし、それと同時に、今まではあきらめていたというところがあったわけですが、遺骨が出てきたり、いろいろな遺品が出てきたというのを聞きますと、一日も早くその遺骨を手にしたし、遺品なども欲しい。ひょっとしたら自分の肉親の遺品があるのではないか、こういう今までのあきらめかけていたものが一気に四十年前の気持ちに戻つていく、その上に遺骨や遺品が戻ってくるまで待ち切れぬ気持ちも高まってくるというの、人情だと思ひます。たとえ遺品や遺骨を手にしても、自分の夫や息子や父がどこで死んだのだらう、どういう海のところ沈んでいるのだらうというところは知りたいたし、そこへ行つてせめて霊を慰めたいという気持ちには非常に高まっていると思ひます。そ

ういう訴えが、浦井先生のところにも感謝の手紙とともに来ておりますので、できるだけ早い時期に、現地に行つて霊を慰めたいという遺族の方たちを派遣することを検討していただきたいと思うのですけれども、まず遺骨収集の状況と、その検討をしていただきたいということをお尋ねしたいと思ひます。

○入江政府委員 トラック環礁内で沈没しております五隻の船につきまして、現在遺骨収集を実施中でございまして、昨日現在で二百七十七柱の遺骨を収集したという報告を受けております。そのほか、今お話しがありました遺品等も若干収容したという話は聞いておりまして、そのあるものについては名前も書いてあるということでありまして、私どもの現在調査したところでは、その名前に該当する人間が複数あるということでございますので、遺品がある特定の御遺族のものだということも確定いたしますれば、収集団が追悼式を終えまして八月一日に帰ってきますので、その段階で確認ができれば、できるだけ早く御遺族にお返ししたいと考えております。

○田中(美)委員 不十分といへども、それだけの非常にたくさん遺骨を収集していただいたことは大変よかったと思ひますし、またそれがだれのものであるかという識別も大変御苦労なことだと思ひますけれども、できるだけ努力をして、遺族の方たちにとっては大変な問題ですので、その努力を今後も続けていただきたいと思ひます。

それで、先ほど申しました二番目の問題ですけれども、遺族の方たちを現場に送る、霊を慰めに行きたいということについての検討を大臣、ぜひしていただきたいのですけれども、その点はいかがでしょうか。

○渡部国務大臣 トラック環礁内の遺骨収集について、田中先生から御評価をいただいて、援護局の者もますます一生懸命頑張っていくことと思ひます。今お話しの問題も、ことし実施するように努めてまいりたいと思ひます。

○田中(美)委員 ぜひことしじゅうにその実施ができますように、確実に予算も組んでやっていただきます。

だきたいということを改めてお願いいたします。その次の問題ですが、これは中国残留孤児の問題です。

これは恐らくお読みになったのではないかと思ひますが、七月十五日の毎日新聞です。中国から引き揚げてきた人たちの子供の問題なわけですが、これも、これは十一年前から、そういう子供たちを夏休みにキャンプに連れて行ってやるというボランティアの活動がずっとなされてきたわけですが、私はよく知らなかったのですが、この新聞を見まして、やはり人間の善意というものが非常に大きな共感を得たわけです。引き揚げてこられた方々はなかなか生活に余裕もないわけですから、それが特に子供たちには大きなしわ寄せになっていると思ひます。ですから、夏に招待されて海や山に行き、飯ごう炊さんをしたりというように、非常に楽しんでいて、年中行事のようになっていくわけですね。お金からすれば、この新聞の情報は費用というのはいくらか六十万から百万だということですね。これを本当にボランティアの方たちがお金を集めて毎年やっていたわけですが、これはまだ今のところ三十万円しかできていない。それで果たしてこれが実行できるかどうかというところで、この新聞には「夏の楽しみ奪わないで キャンプ 資金難でピンチ 中国引き揚げの子供たち」というような見出しが出ていますが、善意の方たちが、個人の漫画家が無料でデザインをしたり、そういうことをしてTシャツを売って多少とも利益を上げて、百万までに足りない五、六十万の金を何とかしよう、それができなければこれが実行できないというところに行き当たっているという記事なわけですね。

これは本当にわずかなお金ですので、何とかこの問題を解決できないものだろうかと思ひます。個人のボランティアに訴えるということも大事なことだ、この方たちがやっていらっしゃること、これはこれで大事なことで私は思ひます。しかし、こういうものに対して、厚生省はいろいろのことをやっているわけですね。例えば障

害者社会参加事業費というように形で、点字とか朗読の奉仕員の養成のためにちょっとした援助を出すとか、身障者のスポーツの開催だとか、障害者のスポーツ教室とかがメニューになって、厚生省で伺ったのですけれども二十四項目あります。こういうようなことをいろいろやっている。金額にしては非常にわずかなことですが、こういうことをすれば、地方自治体も国の出した分のまた二分の一ぐらいの補助を出すというように、これもやっているわけですので、せめて中国から引き揚げてきた子供のこういうキャンプなどに、国あたりがほんのちよつとでも何か誘引的な、私はたくさん金額をというのではなくて、やはり国もそこにはちよつとでも気持ちを出しているのだという姿勢を示せば、地方自治体もまた少しはしようというふうに考えるでしょうし、それがまた国民の中に大きく広がって、ボランティア活動というものもさらに燃え上がっていくというふう

に思ふのです。こういうことは金額にすれば少しですけれども、非常に大事なことでないかと思ひます。

とかく今は、人間の心と心が離れ、非常に孤独になっていっている。我々でもそういう状態というものが周りに押し寄せてきている中で、こういうことを細々ながら今まで続けてきたということ、は、非常に私自身の心を明るくし、人間に対する信頼感をもう一度取り戻すというように感じています。

やはりこういうことを政治の中に生かすという、きめの細かなことをぜひやっていただきたいというふうに思ふのですけれども、大臣、いかがでしょうか。何とかこれに対する援助ができないものかと思ひます。

○渡部国務大臣 非常に心温まるような御提言を賜りました。今ただいまの話でございますので、すぐにどうこうということではございませんが、今聞いてみますと、財団法人中国残留孤児援護基金で、この方面から御協力をできるかどうか、これ

は検討してまいって、そういう面で御協力できればそれもよし、また、今のようなお話でございますから、仮にこの基金で御協力ができない場合は、私も個人として、また、ここに社労の小沢先輩などもいらっしゃいますので、今のお求めですから、基金として御協力できれば一番いいのであります。それができない場合でも、その子供たちの夢が皆さん方の善意でかなえられるように努めたいと思ひます。

○田中(美)委員 前向きに受けとめていただいて大変いいことだと思ひます。ただ、緊急の場合には個人ということもありますし、何はともあれ、これがことしに間に合いません、ことし必ず実行できるということと同時に、個人の単なる慈善的な気持ちでそのときはうまくいったから後はいいというのではなくて、やはり政治の中にこういうものをやっていく。子供たちには何の責任もないわけで、やはり戦争の大きな被害として出てきていることですので、制度の上でやっていくように、これは間際になっていきますからすぐということ、今大臣がいろいろおっしゃったような形で必ずこれを表現できるようにしてやってほしいと思ふのです。来年またこういうふうなことになるように、来年、再来年とやっていけるというふうな観点を踏まえて、ぜひ成功させていただきたいと思ひます。もう一度きちんとお答えいただきたいと思ひます。

○渡部国務大臣 及ばずながらお引き受けいたしました。

○田中(美)委員 それではよろしくお願いいたします。

次は、今度の年金額の問題ですけれども、今度の改正というのは二年ぶりですので、非常に物価が上昇をしておりますけれども、どれぐらい上昇しているでしょうか。

○入江政府委員 五十八年度の物価上昇率は二・〇%でございます。

○田中(美)委員 その前の年と合わせていただ

○入江政府委員 五十七年度は二・四でござい

す。
○田中(美)委員 そうすると、前回の改正から

四・四ですか。
○入江政府委員 それは掛け合わせなければい

きませんが、要するに、大ざっぱに言って大体その

程度ということでございます。

○田中(美)委員 そうすると、四・四なり四・八

という物価上昇だと思えますけれども、それが今

度はわずか二・四ということでは、せっかくのこ

う制度というものを、特に、物価その他の諸事

情に著しい変化が生じた場合には、これに対する

速やかな改定の措置を講ずるようにと法律でも言

われているわけですので、やはり公務員に横並び

というやり方というのは、公務員の問題は公務員

の問題としてまた問題はあるわけですから、

そうだからといって、何でもこうした福祉的なも

のを横並びという考え方は、ちょっと単純とい

うか思われるのではないのでしょうか。

○入江政府委員 御承知のように、援護法の遺族

年金等は、援護法自体が恩給法を補完するとい

うような性格を持っておりますので、従来

から恩給に準じて改善を行ってきたわけござい

ますが、その恩給法のベースアップの考え方が、

恩給法の対象は元公務員でございまして、元公

務員の恩給のベースアップは現公務員の給与改定

を基礎として考えるべきであるというのが恩給法

の考え方でございます。非常に厳しい財政状況

下で公務員の給与のベースアップが抑えられた事

情を考えまして、恩給法は二・二％という引き上

げ幅で今度改善することになりましたので、私ど

もはそれにならって改善することにしたわけ

でございます。

○田中(美)委員 わかり切ったことですけれど

も、先ほどもそういう話が出ておりましたけれど

も、さりとて横並びという考え方が、やはり

私たちにはちょっと納得できないという感じが

いたしますので、これに対しては、多少とも上

がるのだからいいという考え方というのはやはり

間違

つてい

っているのではないかとおもうのです。物価上昇

にあれしないということは、この生活は本当にお

すかな金額なんですから、そして、こういうもの

をいただいている人たちはいろいろな意味で条件

の悪い中にいる方が多いわけですから、公務員は

いいけれどもこれはいけないということを言ってい

るわけではありませぬけれども、恩給法がそう

なったから全部これを横並びにしていこうとい

う考え方というのはやはりちょっと直していただ

かないと、実質的には使いがたになっていくわけ

ですから、もともと多いものが下がると違

で、非常に少ないし、それから生活もいろいろ悪

条件の人が多い階層なわけですから、そういうと

ころが実質的には下がる、お金の使いでというも

のが二・四なり三・四なり少なくなるとい

うのは問題だと思ふのです。何はともあれ現状維

持、物価上昇よりも上げる、世の中が進んでい

けば上がるのは当たり前なわけですから、非常に

おかしな現象が起きているというものは、今の日本

の社会の基本的な矛盾があるわけですから、こ

で論じていられませぬけれども、そういうところ

を考えないといふことはいろいろ厳しくなる、ど

んどん軍備の方に使つて厳しくなる、そして一番

下の方がど

んな生活保護レベルになつてしまふといふ

ふうに思ふので、何でも横並びといふことはち

んと考えていただきたい、もう一度根本的に考

直していただきたいと思ひますが、大臣はいか

でございます。

○渡部国務大臣 行政というものですから、今答

弁があつたように、横並びと今先生おしかりにな

りますけれども、横並びといふことは公平とい

ふことですから、行政をする立場では大事なこと

でございますので、今の政府委員の答弁のとおり

と思ひます。

○田中(美)委員 いや、横並びといふのは、それ

は大事なことです。私は言ひません。一度考へて

みる必要があるのではないかと。こんなことを毎

年やられてい

ていくわけですからね。ですから、横並びが公平

なんだという考え方は、もう一度検討してみ

る必要があるのではないかと。言ひたいわけ

です。

○入江政府委員 この二・四のアップとい

は、三月から二・四上げて、今、要するに援護

年金の対象者の実情にかんがみまして八月から二

千円加算するといふことになっております。

○田中(美)委員 それは法案の説明をなさ

ただけで、私の問いに答へたことになつてない。八

月からは、私の上乗せするといふだけのことで

から、基本的な考え方を横並びといふふう

にいかないで、そういうふうになつてくつ

けるならば、ちょっとでなくて、せめて物

価に相応したところまでやる。横並びにしか

できないんだ、こういうことではないとい

ふことでは、八月からちょっと加算するとい

ふことは、考え方としては私と一致してい

るわけですから、決してそうではない、でき

ることです。それをあなた方はやっているわけ

です。その点、非常に困難な状態や、また自分の責

任でなくて非常に不幸な目に遭つた方々です

で、その点、基本的な考え方を何でも横並びとい

ふふにしない、今後とも物価に見合ったもの

は最低必ず補償していく、その線を崩さないで

いただきたい。できればそれ以上に上がつていく

のが当然ですけれども、せめて物価に見合ったと

ころまで持つていくといふのが厚生省の基本的な考

え方ではないかと思ひます。

○入江政府委員 この種の、年金を物価にスライ

ドするにあるいはこういうふうにはかの指標でス

ライドするか、皆それぞれの制度の考え方かと思

ひますが、援護法の場合は恩給法の親類とい

ふ兄弟分でございます。要するに国家補償とい

ふ意味で、そういう同じ性格を持つており

ます。従来とも、元公務員である恩給法の対象者は現公

務員の給与改定に準じていますか、それを基礎

として改定するといふ建前をとつてきたわけ

でございます。

原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律

の一部を改正する法律案に対する修正

案

原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律

の一部を改正する法律案の一部を次のように修正

する。

附則第一項を次のように改める。

1 この法律は、公布の日から施行し、この法律

による改正後の原子爆弾被爆者に対する特別措

置に関する法律第二條第三項、第三條第三項、

第四條の二第三項、第五條第四項及び第五條の

二第三項の規定は、昭和五十九年六月一日から

適用する。

附則に次の一項を加える。

3 この法律の施行前に支給された昭和五十九年

六月以降の月分の医療特別手当、特別手当、原

子爆弾小頭症手当、健康管理手当及び保健手当

は、この法律による改正後の原子爆弾被爆者に

対する特別措置に関する法律の規定による医療

特別手当、特別手当、原子爆弾小頭症手当、健

E